

**第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）及び第7期宇治市障害福祉計画・
 第3期宇治市障害児福祉計画（初案）に対する意見募集結果及び最終案について**

第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）及び第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）について、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、下記のとおり、ご意見をいただきましたのでご報告いたしますとともに、最終案を取りまとめましたので併せてご報告いたします。

記

1. 第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の意見募集結果及び最終案について

(1) 募集期間 令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

(2) 提出者数

提出区分	人数
窓口へ持参	45人
郵送	0人
F A X	0人
電子メール	3人
市民の声投書箱	1人
計	49人

(3) 意見数

意見分野	件数	意見分野	件数
意思疎通支援	5件	虐待防止	4件
情報提供・アクセシビリティ	5件	バリアフリー化の推進	6件
相談支援体制	9件	移動・交通	4件
サービス提供	8件	災害対応	11件
サービス報酬・処遇改善	21件	障害理解の促進	5件
障害のある人の高齢化	7件	文化芸術・社会参加	5件
就労支援	8件	その他	5件
教育・児童への支援	6件	計画全体	6件
成年後見制度	5件	計	120件

(4) 第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

資料1

(5) 第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所について

資料2

(6) 第3期宇治市障害者福祉基本計画（最終案）について

資料3

2. 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）の意見募集等の結果について

(1) 募集期間 令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

(2) 提出者数

提出区分	人数
窓口へ持参	42人
郵送	0人
F A X	1人
電子メール	2人
市民の声投書箱	2人
計	47人

(3) 意見数

意見分野	件数	意見分野	件数
サービス提供	7件	障害理解の促進	5件
サービス報酬・処遇改善	8件	就労支援	6件
地域生活への移行	4件	人材確保対策	2件
成年後見制度	2件	災害対応	7件
相談支援体制	8件	日常生活・社会生活	4件
地域生活支援拠点	3件	バリアフリー化・交通	5件
グループホーム	7件	計画全体	6件
精神障害のある人への支援	3件		
情報提供	5件	計	82件

(4) 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

資料4

(5) 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）の修正箇所について

資料5

(6) 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（最終案）について

資料6

「第3期宇治市障害者福祉基本計画」(初案)に関する
パブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
1	意思疎通支援	手話言語条例について初めて知ったので、市民向けの出前講座など、手話を学べる機会が増えてほしい。	市民向けの出前講座については、企業・施設・地域団体など、申し込みに応じて対象や場所を選ばず幅広く実施することとしていますが、より広く受講いただけるよう、実施や広報の手法を引き続き検討します。	
2		「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」が施行させるなど、意思疎通支援は重要なので、啓発活動において障害福祉施設の交流スペースなども活用し、積極的な啓発活動を展開してほしい。		
3		手話等の普及啓発に関しては、出前講座だけでなく、ウェブ上で学べるなど内容の充実が必要である。		
4		以前に聴覚障害者の出席する会議に手話通訳者の派遣を依頼したところ、高額な費用を請求されたことがある。現在は無料となっているが、コミュニケーション支援のために手話通訳は必須なので、恒常的に費用がかからないようにしてほしい。	手話通訳者の派遣に関する費用負担は、会議の目的や参加する聴覚障害者の状況によって異なるため、障害福祉課へご相談ください。	
5		手話通訳者について、会議等における派遣に費用がかかったことがあるので無料にしてほしい。		
6	情報提供・アクセシビリティ	9ページの「情報提供の充実」について、障害のある人への様々な媒体での情報提供には大きな労力を要するため、市の担当課だけでなく「障害者生活支援センター」の人員増・機能強化により対応すべきではないか。	障害のある人への障害福祉サービス等の情報提供については、障害の種類や程度にかかわらず、全ての人により見つけやすく分かりやすいものとなるよう、音声・点字を含めた多様な手法により、既存の媒体に加えてSNSなども活用しながら、きめ細かく実施していきます。	
7		「宇治市障害福祉のしおり」の内容をもう少し詳細に記載してほしい。		
8		宇治市のホームページはわかりにくく、必要な情報が得られなかったり、京都府と違って古い情報が載っていたりするので、配慮してほしい。		
9		障害のある人への情報提供について、インターネット媒体の活用やその使い方の支援など、拡充が必要と感じる。		
10		9ページなどの「情報提供の充実」について、「さわやか宇治」の媒体は過去の情報しか見当たらず、媒体としては弱いのではないか。	ご指摘のとおり、「さわやか宇治」の媒体については現在実施されていないため、削除します。	○
11	相談支援体制	障害者生活支援センターについて、障害のある人の家族への支援が十分でないと感じるので、家族も含めて支援体制を強化してほしい。	障害のある人が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談でき、一人一人の課題にきめ細かい支援や情報提供を受けることのできる窓口が不可欠であると考えており、総合的な相談支援体制の強化に向け、今後の相談ニーズの見込量も踏まえながら、障害者生活支援センターの増設などの方策の検討・実施に努めてまいります。	
12		障害者生活支援センターの増設を目指すとするが、開設場所などが気になる。		
13		12ページの「障害者生活支援センターの機能強化と利用促進」について、困難事例や相談件数が増加する中で、センターを増設するだけでなく、センター間の連携の仕組みも大切である。		
14		障害者生活支援センターについて、増設される場合は、精神障害のある人や家族の支援など、実績のある事業所が受託することが望ましいと考える。		
15		12ページの「障害者生活支援センターの機能強化と利用促進」については、機能強化にはセンターの増設だけでなく相談員の増員も必要である。		
16		12ページの「身体・知的障害者相談員の活用」について、相談員の養成も必要であるため、相談員数の現状と増員の目標値を示す必要があるのではないか。		
17		12ページの「身体・知的障害者相談員の活用」について、「障害当事者からの確かな助言等を受けられるよう」となっているが、障害当事者は助言等を受ける側なので、「から」ではなく「は」ではないか。	身体・知的障害者相談員の制度については、障害当事者の中から選任された相談員が、障害のある人や家族に対して、経験などに基づく確かな助言等を行う制度となっています。	
18		13ページの「初期における相談・指導體制の充実」について、「こどもの障害に気づいた保護者が」の文言よりも「こどもに障害があるのではと感じた保護者が」と記述したほうが、いろいろな人が相談しやすくなるのではと思う。	ご意見を踏まえ文言を修正します。	○
19		12ページの「市の窓口・相談体制の充実」について、相談支援事業所と連携した対応につなげるためにも、市の担当課に精神障害や発達障害の専門職の配置が必要と考える。	いただいたご意見については、相談支援体制の充実に向けた参考とさせていただきます。	
20	サービス提供	地域生活支援拠点について、拠点間の連携による体系的な拠点運営に向け、拠点の利用ニーズを把握する仕組みづくりや、拠点機能の一環として、拠点以外の施設でも受け入れを担いやすいような報酬の確保についてお願いしたい。	地域生活支援拠点については、障害のある人の高齢化・重度化が進む中で、地域生活を総合的に支援する仕組みとしてますます重要となると考えており、拠点における支援対象や支援の手法など、拠点の運営法人と連携しながら体制整備に向けた検討を進めるとともに、制度周知を図っていきます。	

**「第3期宇治市障害者福祉基本計画」(初案)に関する
パブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について**

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
21	サービス提供	グループホームについて、バリアフリー・防音・個室などを備えた身体障害者や強度行動障害者向けのホームが必要だが、面積や設備などの制約から、法人単独では建設が困難なため、公有地の提供や建設補助金の交付などを要する。	いただいたご意見については、各サービスの利用実態やニーズの把握の参考とさせていただき、障害福祉サービス等の提供体制の充実の方策を引き続き検討します。	
22		地域活動支援センターについて、役割は大切なので活動の充実のために補助をしてほしい。		
23		生活用具について、立位保持のための補助器具の貸与が、介護保険制度にはあるが障害福祉サービス等にはないため、制度化してほしい。		
24		障害のある人の住宅の設備について、徘徊対応のためのセンサーの設置(介護保険では安価でレンタル)や浴室改修など、必要な設備を整えられるよう、費用助成をしてほしい。		
25		日中一時支援について、充実を図るのは良いが、家族が在宅にもかかわらず日中のほとんどを日中一時支援の事業所で過ごす人もいるため、一人一人に合わせた支給量としてほしい。		
26		訪問入浴サービスについて、このサービスを利用すると同じ週には身体介護での入浴支援が受けられず、入浴回数が週1回になってしまう。施設入所での支援の基準としては、入浴回数は最低週2回以上となっているため、整合を図るためにも運用の見直しを検討してほしい。		
27		緊急のショートステイが拡充や、居住支援につながる支援体制を構築してほしい。		
28	サービス報酬・賃金改善	新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、短期入所などのサービスで、利用と収入が大幅に落ち込んだことから、利用減の影響を受けやすいサービスに対しては、臨時的な加算や報酬などの救済措置を講じてほしい。	障害福祉サービス等の提供体制やサービス報酬については、利用者・家族のニーズ、福祉現場の現状、令和6年度のサービス報酬改定の内容等の情報の把握と分析を踏まえ、国や京都府に対して、体制整備及び報酬の改善に向けた要望等を行っていきます。また、地域生活支援事業等の市町村事業については、適正な事業の在り方を検討します。	
29		放課後等デイサービス・日中一時支援をはじめ、サービスの種類によっては、インフルエンザ・コロナ等の影響で利用が落ち込むものもあり、事業所の減収に直結するため、その補填等について市の支援が必要である。		
30		最低賃金が上がっている一方で、日中一時支援などのサービス報酬単価は上がらないため、利用者の適切な支援に必要な体制が取れず、安全面のリスクも発生している。原因は宇治市にあるため、今後ますます人材不足が深刻化していく中で、職員が安定した生活を送れ、支援の質の向上にもつながるよう報酬単価を上げるべきである。		
31		日中一時支援については、単位の見直しにより事業所が増える可能性があると思う。		
32		日中一時支援については、時間当たりの単価が低いため、最低賃金だけでなく、社会保険料その他の必要経費を加味した単価としてほしい。		
33		日中一時支援について、利用者に適切な支援が行われていない事業所もあるように聞いており、サービスの質の改善と、十分な支援体制が取れるよう単価の上昇が必要である。		
34		放課後等デイサービスについて、1対1の支援を要することもいる中で、サービス報酬が低いため十分な受け入れ体制が取れないため、市独自の支援が必要である。		
35		生活介護などの事業所で医療的ケアの必要な人を受け入れるためには看護師の配置が必須であるが、そのための報酬が十分でないため、助成してほしい。		
36		医療的ケアが必要な人の支援について、看護師配置加算の廃止により受け入れ体制が取れないので、加算の復活を検討してほしい。		
37		通所施設等における医療的ケア児・者の受け入れのため、看護師の安定確保のための支援策を考えてほしい。		
38		支援の必要性が高い医療的ケア児者等の受け入れの拡充のため十分な体制が取れるよう、報酬単価や看護師配置加算の見直し等を検討してもらいたい。		
39		障害福祉施設における看護師の定着のため、看護師による医療的措置に点数を付けて報酬の対象とする補助制度を実施してほしい。		
40		日常生活用具の給付について、昨今の物価高騰によりオムツなどの費用負担が増加しているため、給付額の見直しを検討してほしい。		
41		将来的に人手不足による障害福祉サービス等の質の低下が懸念されるため、人材確保やイメージ向上のためにも賃金改善の施策を行ってほしい。		
42		福祉職場において、若い人材の確保やメンタル面の維持のためには、障害のある人の支援に尽力する職員を大切にする体制や環境が必要である。		
43		障害福祉サービス等の質を上げるためには、適切な報酬による人材の確保が必要である。		

**「第3期宇治市障害者福祉基本計画」(初案)に関する
パブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について**

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
44	サービス報酬・処遇改善	家族の負担軽減や安心のためにも、障害のある人のグループホームの利用は必要だが、運営において人材不足や経費の増加に対応するため、補助を増やしてほしい。	障害福祉サービス等の提供体制やサービス報酬については、利用者・家族のニーズ、福祉現場の現状、令和6年度のサービス報酬改定の内容等の情報の把握と分析を踏まえ、国や京都府に対して、体制整備に向けた要望等を行ってまいります。 また、地域生活支援事業等の市町村事業については、適正な事業の在り方を検討します。	
45		福祉人事の定着のため、就職フェアの開催だけでなく、賃金の改善に関する国・府への働きかけ、研修の充実、利用者の支援にかかる感染症・負傷へのケアなど、多角的な支援をお願いしたい。		
46		障害のある人が生きがいをもって生活できるための障害者施設における環境づくりのため、看護師の配置など、人材確保に関する予算を確保してほしい。		
47		障害福祉施設の職員にはスキルや適性が重要であることから、人材の質の向上のため、賃金を改善してほしい。		
48		障害福祉施設の職員について、正規職員・嘱託職員・臨時職員の職種間で賃金や接遇に格差があると感じられるため、サービスの質の向上や離職予防のためにも平等化を支援してほしい。		
49	障害のある人の高齢化	障害のある人や家族の高齢化に伴い、障害者施設が、本人だけでなく保護者等を含めた家庭そのものを支援しなければならないケースが増えており、家族支援も含めた総合的な支援を考えてもらいたい。	65歳以上の障害のある人については、介護保険サービスを優先して利用することが原則となりますが、サービス支給量が介護保険サービスのみでは確保できない場合や、障害福祉サービス固有のサービスである場合等には、障害福祉サービスの利用を可能としています。 今後も引き続き、65歳に到達以降も必要とする福祉サービスを円滑に利用して地域生活を送れるよう、介護保険制度との連携した柔軟なサービス提供体制の運用を図ります。	
50		23ページの「介護保険制度との連携」について、他市では65歳到達後に機械的に介護保険制度の切り替えがなされ裁判となった事例があるため、そのようなことがないよう、「制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを利用できるよう」の文言を、「希望する社会福祉サービスを利用して暮らせるよう」と変更してほしい。		
51		障害のある高齢者は、介護保険に移行すると障害福祉サービス等が使えなくなるため、介護保険・障害福祉のサービスをどちらも使えるようにしてほしい。		
52		65歳以上の障害のある人へのサービスについて、介護保険制度での認定では、精神的な要素があまり含まれておらず、65歳到達後にサービスの低下や負担増が起こることがあるので、障害福祉サービスとの併用などにより問題を解消してほしい。		
53		65歳以上の障害のある人について、介護保険と障害福祉のサービスの良いところを組み合わせ、自立生活に向けた支援が充実するとよい。		
54		障害のある人の高齢化に伴って障害福祉サービス等の利用ニーズの増加が見込まれるのに対し、サービスの提供体制の整備が追い付かないのではないかと。 また、経済的に必要なサービスを利用できない人が出てくるのではないかと。		
55		障害のある人は、年齢を重ねるごとに必要なサービスが増えて費用負担も重くなっていくため、65歳未満と以上で、介護保険への切り替えなどの影響を受けずに円滑に必要なサービスの利用を低負担で続けられるよう支援してほしい。		
56	就労支援	32ページの「市職員採用の促進」について、宇治市が率先して障害者雇用に取り組む観点から、「障害者雇用促進法の理念や法定雇用率を踏まえ」の文言を、「障害者雇用促進法の理念を生かし、法定雇用率を上回る」と変更してほしい。	宇治市(役所)における障害のある人の雇用については、障害者雇用促進法の理念を踏まえ、「宇治市障害者活躍推進計画」に基づき法定雇用率が達成されるよう促進に取り組みます。	
57		市での障害者雇用の推進に関して、障害者を対象に、年齢層や障害種別にとらわれない条件での正規職員採用試験を毎年実施し、積極的に採用すべき。		
58		市での障害者雇用について、成年後見制度の利用促進の観点からも、被後見人等であることを市職員としての欠格事由とする規定を撤廃すべきである。		
59		32ページの「一般就労の定着の推進」について、一般就労の定着のためには、まずは実態把握のための具体的な調査が必要だと考える。		一般就労移行の推進に向けては、就労移行支援・就労定着支援等の関係事業所との意見交換などにより実態と課題を把握し、方策の検討につなげたいと考えており、いただいたご意見については検討にあたっての参考とさせていただきます。
60		就労相談の充実のため、障害者就労・生活支援センターの拡充をお願いしたい。新たに創設される就労選択支援のサービスについて、内容がわかりにくい。		
61		優先調達について、経済性や効率性に優れた一般企業と同じ基準の発注金額で請け負うと障害福祉施設の収益が上らず、利用者の工賃向上につながらないため、発注基準を見直してほしい。		
62	市役所ロビーのショーケースでの展示販売について、通常店舗などを参考に、より売れるための展示方法などを考えてほしい。			
63	市役所ロビーでの販売やオープンカフェについて、実施日を知らない市民や職員が多いと思うので、チラシや看板などで積極的に周知してもらいたい。	優先調達の推進については、調達額や調達条件の向上につながるよう、全庁的に一層の浸透を図ります。 市役所ロビーのショーケース展示・ロビー販売・オープンカフェ等については、宇治市障害者福祉施設連絡協議会との協力により、改善・充実に努めます。		

**「第3期宇治市障害者福祉基本計画」(初案)に関する
パブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について**

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正	
64	教育・児童への支援	教育について、学校で児童が暴れているとして学校の要請により保護者が迎えに行ったケースがあったと聞いており、児童の学習保障のためにも学校で対応できるよう改善が必要である。	学校や療育施設での適切な支援は、障害のある児童の成長過程において重要となることから、一人一人の児童に寄り添ったきめ細かい支援が提供されるよう、いただいたご意見を参考に、関係機関と連携して状況把握及び支援の充実に努めます。		
65		教育の在り方について、共同学習など垣根をなくす考えも良いが、一律的に一緒に学ぶだけでなく、理解度や本人の希望なども踏まえた対応が必要である。			
66		育成学級での障害のある児童の受け入れについて、現状では指導員数に対して児童数が多いため指導に苦慮していると聞いており、障害のある児童の受け入れは困難と考える。 それを可能にするためには指導員の質上げと人材育成が必要である。			
67		強度行動障害は二次的な障害であることから、児童期における放課後等デイサービス等での支援による障害の予防や、障害が発生した成人後における適切な環境や支援が重要である。 市内で強度障害のある人や重度の知的障害のある人を受け入れている事業所に対し、適切な支援ができていないか調査してほしい。			
68		36ページの「(ア)学校卒業後の学習機会の提供」の分類で、「図書館機能の充実」の項目があるのに、公民館に関する項目がないのはおかしい。 公民館が障害のある人も含めた交流や学びの場としてなるよう、「公民館機能の充実」の項目で、「障害のある人も利用しやすく、学び続けられるよう更なる施設の改善をすすめ、身近な地域での交流とつながりの場を増やします。」と付け加えてほしい。		いただいたご意見の本計画への記載は見送らせていただきますが、生涯学習施設につきましては、計画的な改修及び整備を進めていきます。	
69		36ページの「(ア)学校卒業後の学習機会の提供」の分類について、具体的な施策が記載されておらず、イメージが困難なため、他の自治体での施策を具体例として明示すべき。		いただいたご意見の本計画への記載は見送らせていただきますが、生涯学習審議会等での審議や研究報告も踏まえ、多様なニーズに応じた学びを推進していきます。	
70		成年後見制度等の権利擁護に関する中核機関を早期に設置してほしい。		成年後見制度については、利用支援に関する中核機関の早期開設を目指しており、国・府の制度や先進事例などの情報を収集・分析しながら中核機関を通じた支援の在り方を検討しています。 あわせて、利用促進のため、後見人等の職務・役割を含めた制度の周知を積極的に行います。	
71	成年後見制度については、「親亡き後」からではなく、家族等が判断の付く段階から、将来の利用に備えて準備できるような制度周知・利用促進に取り組んでほしい。				
72	成年後見制度について、現状では申立代行を障害福祉施設の職員が行っているケースがあるため、中核機関の設置により、一元的に申立代行を行ってもらえるようになってほしい。				
73	成年後見制度について、制度のことを知らない人の潜在的なニーズがあると思うので、わかりやすく制度を周知するために絵や漫画などで説明したチラシを作成し、広く配布してほしい。				
74	38ページの「成年後見制度の利用促進に係る体制強化」について、制度普及のためには、「情報の発信・提供」などが大変重要なので、その文言を追記してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、より効果的な制度普及のため、「情報の発信・提供」の文言を追記します。	○		
75	虐待防止	39ページの「障害者虐待の防止に関する啓発の促進」について、「虐待の発生時に速やかに通報等の対応につなげてもらえるよう」という文言があるが、事業所内でのケースの場合、本来であれば、まず内部で情報共有と事実確認を行う流れだと思う。 この記述では、通報者が単独で虐待と判断して、通報した時点で虐待の事実が確定する印象を受けるため、利用者を守るための制度であることが伝わる表現としてほしい。	「障害者虐待防止法」では、何人も障害者を虐待してはならないとされており、養護者、障害福祉施設従事者、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町村に通報する義務があります。 市では通報を受けた場合、速やかに障害者の安全確認及び事実確認の措置を講じ、状況に応じて京都府へ報告するほか障害者の保護のため、相談、指導及び助言を行っております。 今後も障害者虐待を防止するため広報その他啓発活動を行っていきます。		
76		障害福祉施設内での虐待について、真偽の不確かな通報などが起こらないよう、施設の運営状況等の定期的な確認を行ってほしい。			
77		施設での虐待防止について、新人の職員に向けて虐待の条件などの情報支援を行ってほしい。			
78		障害福祉施設での虐待防止に向け、施設職員への聞き取りと指導だけは効果が薄いので、職場環境など、虐待が起こった背景からしっかり調査したうえで対策を練ってほしい。			
79	バリアフリー化の推進	41ページの「交通バリアフリーの推進」について、近鉄奈良線の9駅を事実上無人化するとの発表があったとのことだが、駅の無人化は肢体・視覚に障害のある方をはじめ、全市民の安全にかかわるため、市から鉄道会社への指導が必要である。 この項目に、市が鉄道会社に公共交通としての安全責任を求める旨を盛り込むべき。	公共交通に関しましては、交通バリアフリー基本構想を策定し、交通事業者とともに情報共有を図りながらバリアフリー化への取り組みを進めているところであり、各交通事業者においても国のガイドラインに沿った対応を順次進めていると伺っています。 いただいたご意見を参考に障害のある人が安心して利用できる環境整備に努めてまいります。		
80		JR黄檗駅へのエスカレーター設置や黄檗の自衛隊付近の歩行者ゾーンの拡張など、バリアフリー化を進めてほしい。			
81		鉄道の踏切について、1つの踏切が4線に跨っている箇所があり、渡り切れずに立ち往生している事例もあるので、中間に待機場所を設置してほしい。			

**「第3期宇治市障害者福祉基本計画」(初案)に関する
パブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について**

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
82	バリアフリー化の 推進	36ページの「学校施設の改善」について、学校施設のバリアフリー化が遅れているが、移動困難な児童や災害時に避難所として利用する高齢者にとっても、バリアフリー化は急務のため、「整備改善に努めます」ではなく、具体的な目標を示してほしい。	いただいたご意見を参考に、障害のある人にも安心して公共施設等をご利用いただけるよう、関係部局と連携しながらバリアフリー化を推進し、環境整備に努めてまいりたいと考えております。	
83		バリアフリー化については、公共施設のバリアフリー化が大切だが、新しい施設でもバリアフリー化が不十分であり、計画上でも記載がない。		
84		身体障害者用のトイレの増設など、公共施設でのバリアフリー化を進め、気軽に外出できるようにしてほしい。		
85	移動・交通	持病で車の運転ができず、外出時の移動手段が徒歩と公共交通機関となるため、快適に外出できるよう、マイクロバスやボックスカーなどによる公共交通を実施してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の宇治市における障害福祉行政の推進にあたっての参考とさせていただきます。	
86		児童通学支援の充実のため、移動支援事業所がもっと増えてほしい。車両での移動が必要な場合、介護タクシー・福祉有償運送の利用料を助成してほしい。		
87		障害者・高齢者でも移動しやすいよう交通網を整備し、バリアフリー都市を目指してほしい。		
88		福祉有償運送の制度について、全国的にバスやタクシーの運転手の不足が課題となっているが、限られた人材の取り合いにならないか。		
89	災害対応	災害時において、障害者施設だけでは福祉避難所を開設・運営することは困難であり、関係機関等と連携した対応が必要である。	災害時の障害のある人への対応について、宇治市では福祉避難所として介護保険施設や障害福祉施設と協定を締結するなど体制の整備を進めています。避難所での生活には、障害のある人に対応した設備・備蓄品・人員・仕組みが必要となります。また、防災訓練等により災害に備えることも重要であると考えております。いただいたご意見を参考に、関係部局と連携して災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。	
90		福祉避難所について、高齢者や医療的ケア児者もスムーズに受け入れられるよう、備品や備蓄などを確保してほしい。		
91		福祉避難所について、能登半島地震の報道などでも障害のある人の状況に関する報道が少なく、軽視されているように感じられる。宇治市についても、福祉避難所の整備状況が懸念されるところであり、宇治市の計画では、障害のある人への災害時の支援について強調してほしい。		
92		福祉避難所について、災害時に適切なケアが受けられるよう、体制整備とわかりやすい案内を行ってほしい。		
93		福祉避難所について、災害発生にどのように運営していくのか、市・施設・利用者の連携が取れるよう、体制を整えてほしい。		
94		福祉避難所について、災害時の医療的ケアが必要な人の受け入れに関して、電源の確保などを含めた運営体制を明確化してほしい。		
95		福祉避難所について、能登半島地震のような災害が宇治市でも起こる可能性から、広域連携などの仕組みも含め、行政として積極的に体制強化を図るべきである。		
96		災害時の対応として、障害のある人が安心できるよう、避難場所の環境整備が重要である。		
97		宇治川の氾濫時における障害福祉施設の被害予想や、浸水被害がない立地での避難所確保はできているのか。		
98		障害福祉施設内での滞在中に災害が発生した場合、一時的な待機場所として機能するよう、発電機・蓄電器や雨水タンクの設置の補助金があると良い。		
99	44ページの「災害時要援護者避難支援事業」と「要配慮者情報管理事業」は、窓口が違うが双方での連携は十分とれているのか。	災害時に避難支援等を必要とする障害のある人がもれなく支援を受けられるよう、両事業の登録の受付と管理は危機管理部局で一体的に行っています。		
100	障害理解の促進	軽度の難聴者は、軽度であるがゆえに支援を受けるための積極的な行動が取りにくいので、そうした方々が生活しやすくなるよう、支援や配慮につながる啓発が必要である。	宇治市では、同法や「障害者の権利に関する条約」の規定に基づき、障害者週間や人権週間などの様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、特に市職員や教育現場においては、障害者に対して不当な差別的取扱いをしないことや、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことを徹底するため、研修等を通じて更なる意識付けに努めます。	
101		精神障害や発達障害のある人を仮想のクレマーとみなした内容の講座が全国的に実施されてきたことが国会・報道で問題となっており、宇治市内でも過去に同様の講座が実施されたことが確認されており、障害者差別の観点から問題である。		
102		5ページの「(2)差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消」の中で、「それに伴う負担が過重でないとき」に合理的配慮がされるとなっているが、言い訳のような文言なので不要である。		
103		障害のある人への配慮として、用語の使い方は大事であり、徹底されていない場合もある中で、この計画では、「障害のある人・障害のあること」など、「人」を大切に表記がされているのは良いことである。		
104	災害時などにも障害のある人への理解が発揮されるよう、社会全体への心のバリアフリーの啓発を行ってほしい。			

**「第3期宇治市障害者福祉基本計画」(初案)に関する
パブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について**

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
105	文化芸術・社会参加	芸術作品の常設展示のほかに、ダンスをしている人も多いため、発表や顕彰の機会ができてほしい。	文化芸術活動については、市役所庁舎内での常設展示等による発表の場の確保を目指しており、パフォーマンスの発表や社会参加の場としてのイベント等についても、いただいたご意見を参考に、事例収集なども踏まえ、検討していきたいと考えます。	
106		障害のある人の文化芸術活動について、発表の機会も大事だが、芸術活動のきっかけづくりとして、芸術の基礎を学べる場があると良い。		
107		コロナ禍で下火になっていたイベントに関して、福祉まつり・障害者施設の祭りの再開や、誰もが参加できる音楽祭や文化祭などの新たなイベントの開始により、市民交流や文化芸術の促進を希望する。		
108		ICTなどを活用した効果的な情報提供も必要だが、相互交流の場所の確保や交通手段の向上などにより、お互いに語り合える機会が得られることが生活の充実につながる。		
109		精神障害者社会復帰集団指導事業について、多くの人が利用し、社会参加につながるよう、活動の充実と周知をしてほしい。		より多くの人が事業に参加し、社会復帰の足掛かりとなるよう、様々な媒体での広報を行います。
110	その他	精神障害(自閉症)のある人の医療費を無料にしてほしい。	精神障害のある人への医療費の助成については、京都府内の全市町村で令和6年度以降に、重度障害のある人などへの助成の開始が見込まれていますが、精神障害のある人全体への対象拡大については、現時点では予定されておりません。	
111		ふれあい収集について、対象が限定されているので、希望に応じてより広く利用できるようにしてほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の宇治市における障害福祉行政の推進にあたっての参考とさせていただきます。	
112		28ページの「リハビリテーション供給体制等の充実」の分野に、療育手帳のBの区分の人への市による医療費の補助は含まれないのか。	療育手帳Bの区分の人については、28ページの「重度心身障害児者への医療費の助成」、「重度心身障害老人への医療費の助成」の項目において医療費の助成対象となります。一方で、初案の文面では、助成対象を「重度の心身障害」としており、軽中等度の障害のある療育手帳Bの区分の人は対象外と読み取れるため、文言を修正します。	○
113		27ページの「予防接種の推進」について、「高齢者等インフルエンザ予防接種など」とされており、「など」に新型コロナウイルス感染症が含まれているのかもしれないが、新型コロナウイルス感染症の予防接種についても明記したほうが良いのではないかと。	新型コロナウイルス感染症の予防接種については、国の制度上、令和6年度以降は季節性インフルエンザと同様の取り扱いとされ、高齢者等を対象とした定期接種の対象となる見通しのため、ご指摘を踏まえて文言を修正します。	○
114		20ページの「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、京都府でも現在検討中とのことだが、市と府がどのように連携して体制を構築していくのか、現状での方針を知りたい。	精神障害のある人にも対応した包括的な支援体制の整備については、支援に対するニーズや市内の事業所・支援員等の状況を把握する中で、京都府とも連携しながら、具体的な手法を検討していきます。	
115	計画全体	5ページの「(1) 基本的な人権の尊重と社会参加の機会確保」について、参加だけでなく、より前向きに「参加・参画」と表現してはどうか。	国の「第5次障害者基本計画」をはじめ、「社会参加」の用語が一般的となっているため、文言の修正は行いませんが、障害のある人がより積極的に社会に参加いただけるよう、支援に努めます。	
116		初案では、新たな理念や施策など、新規性が優先されているように見えるが、現実には、障害のある人や家族が、古くから継続して悩まされている問題が多いため、そうした既存の問題も疎かにせず、解決に取り組んでほしいと強く感じる。	いただいたご意見に基づき、障害のある人の生活を総合的に支援できるよう、継続・新規にかかわらず計画中の取組や施策の着実な実施に努めます。	
117		計画中の施策について、医療費助成の適用範囲を精神障害のある人への拡充、成年後見制度に関する中核機関の設置の検討、障害のある人等への顕彰など、新たな取り組みがあるのは嬉しい。		
118		第3期基本計画の策定にあたって、第2期計画で何が達成され何が課題として残っているかなどの総括がないため、第1章に第2期計画の総括を追記し、第3期計画へのつながりを明確にしてほしい。	障害福祉に関する宇治市の状況や成果指標等については、基本計画と実施計画の内容のすみ分けの観点から、「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」に記載しており、両計画の連動により計画的な障害福祉の推進を図ります。	
119		計画の背景として、地理・人口動態・障害者分布など、宇治市としての特性とそれに対する分析がないため、地に足の着いた計画となるよう記載してほしい。		
120		計画の課題や達成状況が分かるよう、各項目に成果指標を設定してほしい。		

第 3 期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載 ページ	パブコメ 該当番号										
1	1 計画の趣旨 （略） そして、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、障害者に対する不当な差別の禁止等が明文化され、障害のある人の権利保障において大きく前進しました。 （略）	1 計画の趣旨 （略） そして、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准及び同条約の実施状況に関する令和4年の総括所見等の公表、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、障害者に対する不当な差別の禁止等が明文化されるなど、障害のある人の権利保障の重要性が一層高まっています。 （略）	1	—										
2	<<第2期計画中の関連法・宇治市の条例等の動き>> （略） <table border="1" data-bbox="152 691 990 831"> <tr> <td>R1.6月</td> <td>「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行</td> </tr> <tr> <td>R2.6月</td> <td>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」の施行</td> </tr> </table> （略）	R1.6月	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行	R2.6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」の施行	<<第2期計画中の関連法・宇治市の条例等の動き>> （略） <table border="1" data-bbox="1061 691 1904 903"> <tr> <td>R1.6月</td> <td>「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行</td> </tr> <tr> <td>R2.4月</td> <td>「宇治市障害者活躍推進計画」の施行</td> </tr> <tr> <td>R2.6月</td> <td>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」の施行</td> </tr> </table> （略）	R1.6月	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行	R2.4月	「宇治市障害者活躍推進計画」の施行	R2.6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」の施行	2	（実施計画 コメント） No.58
R1.6月	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行													
R2.6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」の施行													
R1.6月	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行													
R2.4月	「宇治市障害者活躍推進計画」の施行													
R2.6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」の施行													
3	(2) 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消	(2) 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消	5	—										
4	Ⅱ 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消	Ⅱ 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消	7	—										
5	◇情報提供の充実 障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・さわやか宇治・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。	◇情報提供の充実 障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。	9	No.10										
6	◇「防災・安心情報」の配信 宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、宇治市からの「防災・安心情報」を配信します。	◇防災情報の配信 宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、防災情報を配信します。	9	—										

第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載ページ	パプコメ該当番号
7	◇投票環境の整備と情報の提供 障害のある人の選挙権の行使に係る障壁を解消するため、投票所のバリアフリー化、代理投票・不在者投票制度の円滑な実施など、投票しやすい投票環境の整備に努めるとともに、点字・音声・インターネットなど、様々な媒体による選挙情報の提供に努めます。	◇投票環境の整備と情報の提供 障害のある人の選挙権を行使しやすくするため、投票所のバリアフリー化、代理投票・不在者投票制度の円滑な実施などによる、投票しやすい投票環境の整備を行うとともに、選挙に関するお知らせ等の点字化・音声化やホームページ・SNSなど、様々な手法による情報提供に努めます。	10	—
8	◇初期における相談・指導体制の充実 こどもの障害に気づいた保護者が、いち早く悩みを相談し、カウンセリングや保護者同士の情報交換を通じて早期に的確な対応ができるよう、保健所や医療機関の連携のもとに相談・指導体制の充実に努めます。	◇初期における相談・指導体制の充実 こどもに障害があるのではと感じた保護者が、いち早く悩みを相談できるように努めます。さらに、早期に的確な対応ができるよう、保健所や医療機関の連携のもとに相談・指導体制の充実に努めます。	13	No.18
9	◇妊産婦等への訪問指導の充実 妊産婦や新生児の訪問指導を充実し、先天性疾患や障害を早期発見し、指導に努めます。また、乳幼児健診で早期発見された問題や障害のある乳幼児に対して、保健師や必要に応じて発達相談員や栄養士による訪問指導の充実に努めます。	◇妊産婦等への訪問指導の充実 妊産婦や新生児への訪問指導の充実に努め、先天性疾患や障害の早期発見及び適切な指導につなげます。また、乳幼児健診で発達上の問題や障害を早期発見された乳幼児に対しても、必要に応じて保健師・発達相談員・栄養士による訪問指導の充実に努めます。	13	—
10	◇乳幼児健康診査の実施 3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。	◇乳幼児健康診査の実施 3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。また、新たに1か月児、5歳児健診の実施に努めます。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。	14	—
11	◇乳幼児へのフォローの充実 乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談やあそびの広場、親子教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、保健所の発達支援クリニックや医療機関の紹介等を行います。	◇乳幼児へのフォローの充実 乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や親子あそびの教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、京都府立こども発達支援センター、保健所の発達支援クリニック及び医療機関の紹介等を行います。	14	—
12	◇障害児特別保育の充実 保育に欠ける障害のある児童の保育所への受け入れを行い、その児童の福祉の向上を図るために適切な保育職員の加配を実施し、保育の充実に努めます。また、障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努め、保育内容の向上に努めます。	◇障害児特別保育の充実 保育を必要とする障害のある児童の保育所等への受け入れを行い、その児童の福祉の向上を図るために適切な保育職員の加配を実施し、保育の充実に努めます。また、障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努め、保育内容の向上に努めます。	16	—
13	◇障害の種類に応じた自主的な講座等の支援 オストメイト講座や耳のこと何でも相談等、障害のある人の自主的な講座等の取り組みに対し、必要な支援を行います。	◇障害の種類に応じた自主的な講座等の支援 オストメイト講座や耳のこと相談会等、障害のある人の自主的な講座等の取り組みに対し、必要な支援を行います。	17	—

第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載ページ	パブコメ該当番号
14	◇障害者関係団体の紹介 市内の障害者関係団体の活動の活性化により、会員間での情報共有や支え合いが強化され、障害者福祉の一層の向上につながるよう、障害者関係団体の活動内容等について積極的に紹介してまいります。	◇障害者関係団体の活性化の支援 市内の障害者関係団体の活動の活性化により、会員間での情報共有や支え合いが強化され、障害者福祉の一層の向上につながるよう、障害者関係団体の活動内容等について積極的に紹介するとともに、 <u>広く地域の人々と交流する機会を確保し、活動の活性化を支援します。</u>	17	—
15	◇地域生活支援拠点等の充実 「親亡き後」等を見据え、居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実を図ります。	◇地域生活支援拠点等の充実 居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、 <u>拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実を図ります。</u>	18	—
16	◇地域生活支援拠点等の充実（再掲） 「親亡き後」等を見据え、居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実を図ります。	◇地域生活支援拠点等の充実（再掲） 居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、 <u>拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実を図ります。</u>	20	—
17	◇グループホームの施設の充実 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営む場として、幅広い障害の種別や特性に対応可能なグループホームの充実を図るため、開設を予定する法人等に対し、補助制度など必要な情報提供を行います。	◇グループホームの充実 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営む場として、幅広い障害の種別や特性に対応可能なグループホームの充実を図るため、開設を予定する法人等に対し、補助制度など必要な情報提供を行います。	20	—
18	◇重度心身障害老人への医療費の助成 重度の心身障害がある高齢者（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。	◇重度心身障害老人等への医療費の助成 重度の心身障害がある高齢者等（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、 <u>重度心身障害老人健康管理事業により医療費の自己負担額を助成します。</u> また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。	21	No.112
19	◇強度行動障害のある人への支援 行動援護や短期入所、日中活動系サービス等を組み合わせながら、地域で安定した生活が送れるよう必要なサービスを提供します。	◇強度行動障害のある人への支援 強度行動障害のある人が、 <u>地域で安定した生活を送れるよう、行動援護や短期入所、重度訪問介護等の必要なサービスを組み合わせ提供します。</u>	21	—
20	◇重症心身障害児・者や重度の障害のある人への支援 重度訪問介護や短期入所、療養介護などの日中活動系サービス等を組み合わせながら、地域で安定した生活が送れるよう必要なサービスを提供します。	◇重症心身障害児・者や重度の障害のある人への支援 重症心身障害児・者や重度の障害のある人が、 <u>地域で安定した生活を送れるよう、重度訪問介護や短期入所、療養介護等の必要なサービスを組み合わせ提供します。</u>	21	—
21	◇乳幼児健康診査の実施（再掲） 一連の乳幼児健診として3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診を実施するとともに、健診に合わせて、医療機関や保健所と連携して個々に応じた相談や指導を行い、疾病や障害の早期発見及び早期対応に努めます。	◇乳幼児健康診査の実施（再掲） 3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、 <u>疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。また、新たに1か月児、5歳児健診の実施に努めます。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。</u>	25	—

第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載ページ	パブコメ該当番号
22	◇乳幼児へのフォローの充実（再掲） 乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や <u>あそびの広場、親子教室</u> 等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、保健所の発達支援クリニックや医療機関の紹介等を行います。	◇乳幼児へのフォローの充実（再掲） 乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や <u>親子あそびの教室</u> 等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、 <u>京都府立こども発達支援センター、保健所の発達支援クリニック及び医療機関の紹介等</u> を行います。	25	—
23	◇心身障害児等の通園の支援 心身や言語の発達に問題を抱える <u>こどもとその家族の早期療育</u> のために、心身障害児等通園事業を実施します。	◇心身障害児等の通園の支援 心身や言語の発達に問題を抱える <u>こどもの早期療育とその家族の支援</u> のために、心身障害児等通園事業を実施します。	25	—
24	◇予防接種の推進 障害のある人の多くは基礎疾患を有しており、感染症等の罹患時に重症化しやすいため、高齢者等インフルエンザ予防接種などにより、発症及び重症化の予防に努めます。	◇予防接種の推進 障害のある人の多くは基礎疾患を有しており、感染症等の罹患時に重症化しやすいため、 <u>高齢者等を対象としたインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の予防接種</u> などにより、発症及び重症化の予防に努めます。	26	No.113
25	◇重度心身障害児者への医療費の助成 重度の心身障害のある人に対して、医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。	◇重度心身障害児者等への医療費の助成 重度の心身障害のある人等に対して、 <u>福祉医療費支給事業により医療費の自己負担額を助成</u> します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。	27	No.112
26	◇重度心身障害老人への医療費の助成（再掲） 重度の心身障害がある高齢者（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。	◇重度心身障害老人等への医療費の助成（再掲） 重度の心身障害がある高齢者等（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、 <u>重度心身障害老人健康管理事業により医療費の自己負担額を助成</u> します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。	27	No.112
27	◇情報提供の充実（再掲） 障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・ <u>さわやか宇治・FMうじ・ホームページ・SNS</u> 等の様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。	◇情報提供の充実（再掲） 障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNS等の様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。	28	No.10
28	◇インクルーシブ教育システムの構築 障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある子もない子も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。	◇インクルーシブ教育システムの構築 障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある子もない子も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。 〔多様な学びの場創造事業〕 <u>インクルーシブ教育システム</u> の構築を目指して、令和5年度からモデル校にインクルーシブサポーターを配置し、多様な教育的ニーズに対応できる支援体制づくりを行うとともに、特別支援学級及び特別支援教育に係る教員の専門性を高め、指導・支援の充実を図る事業。	33	—

第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載 ページ	パブコメ 該当番号
29	◇就学指導の充実 障害のある児童に対する一貫した支援を目指し、保護者との相談活動を重視しながら一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい就学指導に努めます。	◇就学支援の充実 障害のある児童に対する一貫した支援を目指し、保護者との相談活動を重視しながら一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい就学支援に努めます。	33	—
30	Ⅱ 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消	Ⅱ 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消	35	—
31	◇成年後見制度の利用促進に係る体制強化 親族等の支援が受けられない境遇にあっても、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に関する相談や申立代行等の支援体制について、中核機関の設置の検討を含め機能強化を図るとともに、必要とする人がもれなく制度を認知し利用できるよう、制度の広報の強化を図ります。	◇成年後見制度の利用促進に係る体制強化 親族等の支援が受けられない境遇にあっても、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に関する相談や申立代行等の支援体制について、中核機関の設置の検討を含め機能強化を図るとともに、必要とする人がもれなく制度を認知し利用できるよう、 <u>制度に関する情報の発信・提供を積極的に行い、</u> 広報の強化を図ります。	36	No.74
32	9 防災・防犯等の推進 (1) 基本的な方向 (略) この間宇治市では、防災に関して、災害時に障害のある人のニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策が可能となるよう、市内の12か所の障害者施設等と福祉避難所の開設運営に関する協定を締結しました。 (略) 今後も、障害のある人が地域社会において、安全安心に暮らすことができるよう、防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。	9 防災・防犯等の推進 (1) 基本的な方向 (略) この間宇治市では、防災に関して、災害時に障害のある人のニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策が可能となるよう、市内の21か所の障害者施設等と福祉避難所の開設運営に関する協定を締結しました。 (略) 今後も、障害のある人が地域社会において安全安心に暮らすことができるよう、 <u>平常時における防災訓練の実施や、災害発生時における避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保など、障害特性に配慮した防災・災害対策を推進するとともに、</u> 障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。	39	—
33	◇「 <u>防災・安心情報</u> 」の配信（再掲） 宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、 <u>宇治市からの「防災・安心情報」</u> を配信します。	◇防災情報の配信（再掲） 宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、 <u>防災情報を</u> 配信します。	40	—
34	◇災害時の避難に <u>援護</u> を必要とする人への支援 障害のある人等が、災害時に迅速に避難できるよう、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員等地域の方々に支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく <u>災害時要援護者避難支援事業</u> を実施します。	◇災害時の避難に <u>支援</u> を必要とする人への支援 障害のある人等が、災害時に迅速に避難できるよう、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員等地域の方々に支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく <u>災害時避難行動要支援者避難支援事業</u> を実施します。	40	—

第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載ページ	パプコメ該当番号
35	◇福祉避難所の整備 障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が、避難所生活において支障を来さないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を指定するとともに、 <u>避難所生活においても福祉・医療その他の適切なケアを受けられるよう、機能の整備を図ります。</u>	◇福祉避難所の整備 障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が、避難所生活において支障を来さないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を設けることにより、 <u>福祉などの適切なケアを受けられる体制の確保に努めます。</u>	40	—
36	◇市民への情報提供と啓発の推進（再掲） 共生社会の実現に向けて、全ての市民に障害への理解及び「心のバリアフリー」等の理念の浸透を図るため、市政だより・ <u>さわやか宇治</u> ・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、効果的な情報提供と啓発を推進します。	◇市民への情報提供と啓発の推進（再掲） 共生社会の実現に向けて、全ての市民に障害への理解及び「心のバリアフリー」等の理念の浸透を図るため、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、効果的な情報提供と啓発を推進します。	43	No.10
37	◇学校における交流及び共同学習の充実 特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との居住地交流等、共に助け合い学び合う交流及び共同学習の充実を図ります。	◇学校における交流及び共同学習の充実 特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との居住地校交流等、共に助け合い学び合う交流及び共同学習の充実を図ります。	44	—
38	◇イベント等を通じた交流の推進 <u>福祉まつり</u> や各種障害者施設での <u>まつり</u> 等の支援を通じて、障害のある人と市民の交流の促進を図ります。	◇イベント等を通じた交流の推進 <u>宇治ボランティアフェスティバル</u> や各種障害者施設での <u>イベント</u> 等の支援を通じて、障害のある人と市民の交流の促進を図ります。	44	—
39	◇障害者スポーツの支援体制の充実 障害者スポーツ大会や <u>障害のある児童のスポーツひろば</u> 等、各種スポーツ行事への参加について、ボランティアとの連携も含めて支援します。	◇障害者スポーツの支援体制の充実 障害者スポーツ大会や <u>ニュースポーツひろば</u> 等、各種スポーツ行事への参加について、ボランティアとの連携も含めて支援します。	46	—
40	◇障害者スポーツのイベント等の充実 障害の種類・程度に応じて必要な配慮をしつつ、障害者スポーツ大会や <u>障害のある児童のスポーツひろば</u> 等を実施することにより、障害のある人のスポーツ活動に対する関心を高め、障害者スポーツの振興を図ります。	◇障害者スポーツのイベント等の充実 障害の種類・程度に応じて必要な配慮をしつつ、障害者スポーツ大会や <u>ニュースポーツひろば</u> 等を実施することにより、障害のある人のスポーツ活動に対する関心を高め、障害者スポーツの振興を図ります。	46	—
41	12 推進体制の整備 (1) 基本的な方向 障害のある人の高齢化や福祉ニーズの多様化に的確に対応し、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を総合的かつ計画的に支援していくためには、 <u>国・京都府・民間</u> などの多岐にわたる主体が、個別の役割を担いながら、相互の連携の強化を進める必要があります。	12 推進体制の整備 (1) 基本的な方向 障害のある人の高齢化や福祉ニーズの多様化に的確に対応し、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を総合的かつ計画的に支援していくためには、 <u>行政・民間</u> を問わず多岐にわたる主体が、個別の役割を担いながら、相互の連携の強化を進める必要があります。	48	—

第3期

宇治市障害者福祉基本計画 (最終案)

宇 治 市

目 次

第1 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の基本理念	4
4	計画の基本方針	5
5	計画の期間	6
6	施策体系	7

第2 分野別施策の方向（3つの基本方針と12の主要分野）

I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1)	基本的な方向	8
(2)	主な施策	
	(ア) 手話言語条例に基づく意思疎通支援の推進	9
	(イ) 情報アクセシビリティの向上	9
	(ウ) 選挙等における配慮	10

2 意思決定支援の推進

(1)	基本的な方向	11
(2)	主な施策	
	ア 相談支援体制の充実	
	(ア) 相談支援体制の充実	12
	イ こどもへの支援の充実	
	(ア) 早期発見と早期対応に向けた相談指導体制の充実	13

3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）

(1)	基本的な方向	15
(2)	主な施策	
	ア 障害のあるこどもへの支援の充実	
	(ア) 障害のあるこどもへの支援の充実	16

イ	地域生活を支えるための施策の充実	
	(ア) 地域活動の支援	17
	(イ) サービス提供基盤の整備	18
	(ウ) その他のサービス	19
	(エ) 精神障害のある人への施策の充実	19
	(オ) 難病等対策の推進	20
ウ	住まいの場の確保に関する施策の充実	
	(ア) 地域相談支援の充実	20
	(イ) グループホームの利用促進	20
	(ウ) 住宅のバリアフリー化の支援	21
エ	高齢化、障害の重度化への対応	
	(ア) 重度の障害のある人への支援	21
	(イ) 障害のある人の高齢化への対応	22
オ	生活安定のための施策の充実	
	(ア) 各種福祉手当等の支給	22
	(イ) 補装具・日常生活用具の給付等の実施	23

4 保健・医療の充実

(1)	基本的な方向	24
(2)	主な施策	
ア	保健サービスの推進	
	(ア) ライフステージに応じた保健サービスの推進	25
	(イ) 高齢化への対応	26
イ	リハビリテーション供給体制等の充実	
	(ア) リハビリテーション供給体制の充実	27
	(イ) 公費負担医療制度の運営等	27
ウ	精神保健医療の推進	
	(ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
	(イ) 医療機関との連携	28
	(ウ) 情報提供の充実	28

5 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)	基本的な方向	29
(2)	主な施策	
ア	雇用の促進	
	(ア) 市民や企業への啓発等の充実	30
	(イ) 市内企業等との連携	30

(ウ) ネットワーク組織との連携	30
(エ) 一般就労の定着の推進	30
(オ) 障害のある職員の採用	31
(カ) 契約制度の取り組み	31
イ 福祉的就労の充実	
(ア) 障害者施設の製品の販路拡大	31
(イ) 優先調達への推進	31

6 教育の振興

(1) 基本的な方向	32
(2) 主な施策	
ア 教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の充実	
(ア) インクルーシブ教育の推進	33
(イ) 就学と進路指導の充実	33
(ウ) 教育環境の整備	34
(エ) 教職員研修の充実	34
イ 生涯学習の充実	
(ア) 学校卒業後の学習機会の提供	34

II 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 基本的な方向	35
(2) 主な施策	
(ア) 差別の解消	36
(イ) 成年後見制度の普及・啓発	36
(ウ) 虐待の防止	36

8 安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本的な方向	37
(2) 主な施策	
(ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発	38
(イ) 建築物等のバリアフリー化の促進	38
(ウ) 地域におけるバリアフリー化の促進	38
(エ) 住宅のバリアフリー化の支援（再掲）	38

9 防災・防犯等の推進

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (2) 主な施策
 - (ア) 防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (イ) 情報登録制度の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (ウ) 福祉避難所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (エ) 防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

Ⅲ 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

10 理解と交流の促進

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (2) 主な施策
 - (ア) 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - (イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進・・・・・・・・ 43
 - (ウ) 交流・ふれあいの場の充実・・・・・・・・・・・・ 44

11 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 主な施策
 - (ア) スポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - (イ) 文化芸術、レクリエーション活動の推進・・・・・・・・ 46

12 推進体制の整備

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (2) 主な施策
 - (ア) 推進組織の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - (イ) 福祉人材の確保・養成・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - (ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化・・・・・・・・ 49

※「障害」の表記について

近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、「障害者」や「障がい者」といった表記を使用する場合がありますが、「第26回障がい者制度改革推進会議」（平成22年11月22日開催、内閣府所管）において、法令などにおける「障害」の表記のあり方について、「当面、現状の『障害』を用いる」との国の見解が示されました。

それ以降、国による用法の変更はないことから、本計画においても「障害」の表記を用いることとし、今後の国の動向により、必要に応じて表記の変更等について検討を行います。

※「児童」の表記について

本計画に位置付けられる障害者施策は広範囲にわたり、関係法令も多岐にわたります。法令によっては、18歳未満の人について、「幼児」「児童」「生徒」など、細分化されている場合がありますが、本計画においては可能な限り、18歳未満の人については「児童」で表記を統一しています。

第Ⅰ 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画の趣旨

宇治市では、平成24年3月に、「宇治市障害者福祉基本計画（第1期）」（以下、「第1期計画」といいます。）と共通の「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とする「第2期宇治市障害者福祉基本計画」（以下、「第2期計画」といいます。）を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービス・地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う体制が制度化されました。

そして、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准及び同条約の実施状況に関する令和4年の総括所見等の公表、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、障害者に対する不当な差別の禁止等が明文化されるなど、障害のある人の権利保障の重要性が一層高まっています。

さらに、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者の文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が示されるなど、障害のある人の生活全般に関わる様々な法制度が整備されてきました。

一方、宇治市においても、平成29年12月に「宇治市手話言語条例」を施行し、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段による意思疎通の普及を推進するなど、共生社会の実現に向けた仕組みづくりに努めてきたところです。

こうした中、第2期計画は令和5年度をもってその計画期間を終了します。

本計画は、これまでの取り組みと課題を整理するとともに、令和4年12月から市内の障害のある人等を対象に実施したアンケート調査の結果等による様々な意見を踏まえ、第2期計画に続いて障害者施策の一層の推進を図るため、令和6年度からの6年間における第3期の「宇治市障害者福祉基本計画」として策定するものです。

《第2期計画中の関連法・宇治市の条例等の動き》

年月	法令等
H24.10月	「障害者虐待防止法」の施行
H25.4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)の施行
	「障害者優先調達推進法」の施行
H26.1月	「障害者の権利に関する条約」の批准
H26.4月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」 の施行
H27.1月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)の施行
H28.4月	「障害者差別解消法」の施行
	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行
H28.5月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行
H28.8月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行
H29.4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」 の施行
H29.12月	「宇治市手話言語条例」の施行
H30.4月	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行
H30.6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
R1.6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」(読書バリア フリー法)の施行
R2.4月	「宇治市障害者活躍推進計画」の施行
R2.6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリア フリー法)の一部を改正する法律」の施行
R3.5月	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定
R3.6月	「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の公布 (R6.4月施行)
R3.9月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
R4.5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の 施行

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」であり、宇治市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。

あわせて、本計画に基づく障害福祉サービス分野の3か年単位の実施計画として「宇治市障害福祉計画」及び「宇治市障害児福祉計画」を策定し、一体的な推進を図ります。

また、本計画は、国や京都府の「障害者基本計画」を基本とし、かつ本市の基幹計画である「宇治市総合計画」や福祉部門の上位計画である「宇治市地域福祉計画」、さらには「宇治市子ども・子育て支援事業計画」、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の各種の関連計画との整合を図りながら、事業を展開していくものです。

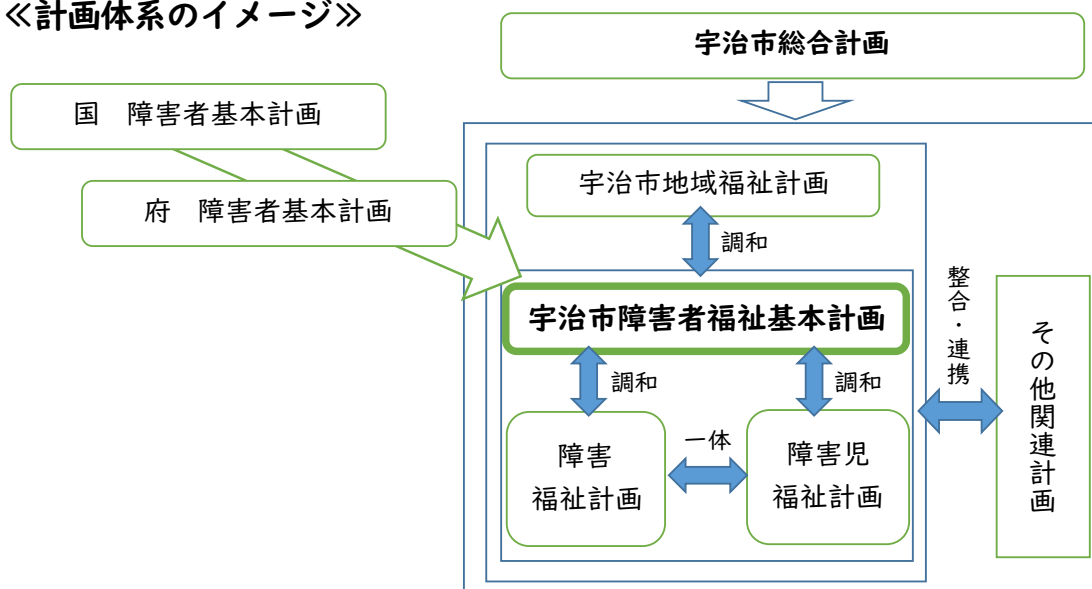
なお、この計画において「障害のある人」は、「障害者基本法」第2条に定義される「障害者」を言います。

「障害者基本法」(抜粋)
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

《計画体系のイメージ》



3 計画の基本理念

「第2期計画」では、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を計画の基本的な理念とし、様々な施策を推進してきました。

この理念は、おもに、障害のある人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えることや、障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力の向上を通じ、参加と自立に寄与し、共生社会の実現を目指すものです。

一方でこの間、平成25年に施行された「障害者総合支援法」において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもとで、障害のある人の生活を総合的に支援する制度体系が示されるなど、各分野が有機的に連携した支援体制が求められています。

また、平成26年に批准された「障害者の権利に関する条約」では、「障害者の社会への参加・包容の促進」が謳われており、共生社会の実現のためには、障害のある人のみならず地域社会全体の視点から、障害のある人を含めた全ての人を受容し、相互に尊重して助け合う意識や仕組みの構築（インクルージョン）が不可欠になります。

本計画においては、「第1期計画」・「第2期計画」の理念をより発展的・普遍的に継承したうえで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）を目指すことを基本理念に、全ての障害者施策を総合的かつ計画的に行っていきます。



4 計画の基本方針

「第3期計画」においては、次の3つの基本方針に基づき、各施策を推進します。

(1) 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

共生社会の実現の前提には、障害のある人の基本的人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障があります。そして、障害のある人には、社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される必要があります。

そのためには、障害のある人の自立に向け、その主体的な意思を尊重することが必要です。

(2) 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

障害のある人に対し、障害を理由として差別すること、権利利益を侵害する行為は、あってはならないことです。また、障害がある人にとって、障害をもたらす要因は、本人における心身の機能の障害だけでなく、障害のある人が、日常生活や社会生活を営むうえで制限をもたらす事物、制度、慣行、観念など一切の社会的障壁にもあります。

共生社会の実現のためには、物理的・精神的なあらゆる社会的障壁の解消が必要です。それに伴う負担が過重でないときには、障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

さらに、これからの施策は、障害の有無にかかわらず、誰でも安心して快適に暮らすことが当たり前ができるよう「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき進める必要があります。

【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(3) 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会（インクルーシブコミュニティ）を実現するためには、相互に理解し支え合ってまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、あらゆる機会を通じて、相互の交流と理解を深める取り組みを進める必要があります。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
 なお、国や法制度の動向などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	H30 (2018)	H31 R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
宇治市 障害者福祉 基本計画	第2期 H24～R5 (12年間)						第3期 (本計画) R6～R11 (6年間)					
宇治市 障害福祉計画	第5期 H30～R2 (3年間)		第6期 R3～R5 (3年間)			第7期 R6～R8 (3年間)			第8期 R9～R11 (3年間)			
宇治市 障害児福祉計画	第1期 H30～R2 (3年間)		第2期 R3～R5 (3年間)			第3期 R6～R8 (3年間)			第4期 R9～R11 (3年間)			

6 施策体系

この計画の分野別の施策体系として、「4 計画の基本方針」における3つの基本方針のもと、次の12項目の主要分野に区分し、それぞれについて、施策の基本方向と主な施策をまとめています。

I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

- 『1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実』
- 『2 意思決定支援の推進』
- 『3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）』
- 『4 保健・医療の充実』
- 『5 雇用・就業、経済的自立の支援』
- 『6 教育の振興』

II 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

- 『7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止』
- 『8 安全・安心な生活環境の整備』
- 『9 防災・防犯等の推進』

III 市民相互の支え合いによる共生社会の実現

- 『10 理解と交流の促進』
- 『11 文化芸術活動・スポーツ等の振興』
- 『12 推進体制の整備』

第2 分野別施策の方向

I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 基本的な方向

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実については、「第2期計画」においても、補装具・日常生活用具の給付等の実施、障害のある人の地域生活を支える人材の養成・確保、選挙等における配慮などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、情報の入手に関して困っていることとして、「欲しい情報がどこにあるか分からない」、「インターネットが使えず、情報量が少ない」などの回答をいただいています。

この間、国においては、障害者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

その趣旨も踏まえ、障害のある人が、必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮したサービスの提供等の取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、障害福祉サービスや市政だより等の行政情報について、わかりやすい方法・内容による情報提供に努めます。

あわせて、平成29年12月に制定した「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、手話を始めとする多様なコミュニケーション手段を尊重し、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成、サービスの利用の促進、多様なコミュニケーション手段の普及啓発等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(2) 主な施策

(ア) 手話言語条例に基づく意思疎通支援の推進

◇市民向けの出前講座の実施

市内の学校・市民団体・企業等に対し、手話・要約筆記・点訳等の多様なコミュニケーション手段の普及や障害理解の促進に関する出前講座を実施し、共生社会の実現に向けた市民全体への啓発を図ります。

◇各種奉仕員の確保と養成

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆記者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

◇コミュニケーション支援の推進

手話通訳者や要約筆記者の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーション及び社会参加を支援します。

(イ) 情報アクセシビリティの向上

◇情報提供の充実

障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。

◇情報技術の活用の支援

障害のある人が情報技術を活用できるよう、日常生活用具給付等事業において、周辺機器等の購入を助成し、障害のある人の情報バリアフリー化を支援します。

◇ファックス等の利用助成

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファックス及びフラッシュベルの利用費用を助成します。

◇防災情報の配信

宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、防災情報を配信します。

◇Ne + 119緊急通報システムの運用

聴覚、音声及び言語の機能障害のある人が、インターネット機能を利用して119番通報できる「Ne + 119」のシステムを運用し、円滑な緊急通報を支援します。

(ウ) 選挙等における配慮

◇投票環境の整備と情報の提供

障害のある人の選挙権を行使しやすくするため、投票所のバリアフリー化、代理投票・不在者投票制度の円滑な実施などによる投票しやすい投票環境の整備を行うとともに、選挙に関するお知らせ等の点字化・音声化やホームページ・SNSなど、様々な手法による情報提供に努めます。



手話入門講座

2 意思決定支援の推進

(1) 基本的な方向

意思疎通支援の推進については、「第2期計画」においても、相談体制の充実、障害のある児童への障害の早期発見と早期対応に取り組んできましたが、今回のアンケート結果では、行政や専門機関で相談しやすい体制をつくるために必要なこととして、「信頼できる相談者がいる」や「曜日や時間に関係なく応じてくれる」などの回答をいただきました。

障害者本人や支援する家族等の高齢化が進むなか、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活・社会生活や障害福祉サービスの受給等に関して、本人の意向や利益に即した様々な意思決定が必要となります。

そのため、自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人や家族等に対し、関係機関等と連携しながら、相談支援体制や制度周知の充実を通じて意思決定の支援を図ります。

また、こどもの障害の早期発見と早期対応により、障害のあるこどもの心身の健全やかな成長につながるよう、各段階での健診及びその結果に基づく相談・指導等について、きめ細かな支援体制の整備を図ります。

(2) 主な施策

【ア 相談支援体制の充実】

(ア) 相談支援体制の充実

◇障害者生活支援センターの機能強化と利用促進

障害のある人の地域生活に係る相談や支援の総合的な窓口である障害者生活支援センターについて、より多くの相談に的確に対応できるよう、センターの増設などにより機能強化を図るとともに、広く周知することにより利用促進に努めます。

◇計画相談支援の利用促進

障害のある人が必要とする障害福祉サービス等をもれなく利用できるよう、指定特定相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った計画相談支援のサービスの利用を促進します。

◇地域自立支援協議会との連携

困難事例や制度の検討、障害に関する啓発等の取り組みについて宇治市地域自立支援協議会と連携するとともに、就労ネットワークの整備等の広域課題について山城北圏域自立支援協議会と連携することにより、障害のある人に対する支援の充実を図ります。

◇身体・知的障害者相談員の活用

障害のある人の様々な課題に対して、障害当事者からの的確な助言等を受けられるよう、身体障害者相談員や知的障害者相談員の周知と活用促進を図ります。また、障害者生活支援センター、指定特定相談支援事業所、その他関係機関との連携に努めます。

◇福祉制度パンフレットの作成と配布

障害のある人が利用できる制度や本市独自の障害者施策の周知のため、わかりやすい制度紹介のパンフレットを作成し、配布や開示を推進します。

◇市の窓口・相談体制の充実

障害福祉課をはじめ、障害のある人の支援に係る庁内の窓口サービスの充実を図るため、職員研修や所属内での情報共有の充実に努めるとともに、関係部署相互の連携により、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。

【イ こどもへの支援の充実】

（ア）早期発見と早期対応に向けた相談指導体制の充実

◇初期における相談・指導体制の充実

こどもに障害があるのではと感じた保護者が、いち早く悩みを相談できるように努めます。さらに、早期に的確な対応ができるよう、保健所や医療機関の連携のもとに相談・指導体制の充実に努めます。

◇（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

◇療育等に関するネットワークの構築

保健所、児童相談所、障害児通所支援事業者、医療機関等と連携・協働し、障害のある児童の心身の発達に関して総合的な療育的支援を提供できる体制づくりに努めます。

◇障害児相談支援の利用促進

障害のある児童が必要とする障害児通所支援等を的確に選んで利用できるよう、指定障害児相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った障害児相談支援のサービスの利用を促進します。

◇妊産婦等への訪問指導の充実

妊産婦や新生児への訪問指導の充実に努め、先天性疾患や障害の早期発見及び適切な指導につなげます。また、乳幼児健診で発達上の問題や障害を早期発見された乳幼児に対しても、必要に応じて保健師・発達相談員・栄養士による訪問指導の充実に努めます。

◇聴覚障害の早期発見の支援

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を配付し、検査の結果、要精密検査と判定された場合、医療機関との連携や本人への支援などを行います。

◇乳幼児健康診査の実施

3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。また、新たに1か月児、5歳児健診の実施に努めます。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。

◇乳幼児へのフォローの充実

乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や親子あそびの教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、京都府立こども発達支援センター、保健所の発達支援クリニック及び医療機関の紹介等を行います。



冊子「宇治市の障害福祉」

3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）

（1）基本的な方向

自立した生活の支援や福祉サービスの充実については、「第2期計画」においても、地域生活を支えるための施策の充実、住まいの場の確保のための施策の充実、障害の重度化、障害のある人の高齢化への対応、生活安定のための施策の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の福祉の充実のために、今後宇治市で取り組んでほしい分野として、「福祉サービス」が最多の回答となっています。

障害のある人への福祉サービス等の給付に関しては、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、サービス体系として「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」が制度化されました。

同法ではあわせて、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が明記され、その実現のために、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行うものとされています。

こうした趣旨のもと、今後も「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量の確保とサービス提供体制の計画的な整備に努めるとともに、幅広い分野の施策や機関等とも連携し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活の総合的な支援に努めます。

さらに、障害のある子どもへの支援にあたっては、保育・教育機関や放課後等の通所施設における療育等の充実を図ります。

(2) 主な施策

【ア 障害のあるこどもへの支援の充実】

(ア) 障害のあるこどもへの支援の充実

◇障害児相談支援の利用促進（再掲）

障害のある児童が必要とする障害児通所支援等を的確に選んで利用できるよう、指定障害児相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った障害児相談支援のサービスの利用を促進します。

◇障害児通所支援のサービスの提供

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、サービス情報の周知に努めます。

◇障害児特別保育の充実

保育を必要とする障害のある児童の保育所等への受け入れを行い、その児童の福祉の向上を図るために適切な保育職員の加配を実施し、保育の充実に努めます。また、障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努め、保育内容の向上に努めます。

◇（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携（再掲）

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

◇育成学級での障害のある児童の受け入れ

就労等により保護者が不在となる間、安全安心な環境で心身の健全な育成を図ることができるよう、育成学級での障害のある児童の受け入れ体制の充実に努めます。

◇放課後や休日に活動できる場の確保

障害のある児童が放課後や休日に活動できる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

◇自立支援医療費（育成医療）の支給

身体に障害がある児童を対象に自立支援医療費（育成医療）を給付し、その障害の除去や軽減を支援します。

◇小児慢性特定疾患児への支援

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活及び家族等の介護負担の軽減を支援します。

【イ 地域生活を支えるための施策の充実】

(ア) 地域活動の支援

◇ボランティア活動センターの活動支援

障害のある人の地域生活を支援するボランティア活動の輪が広がるよう、社会福祉協議会と協働して宇治ボランティア活動センターとの連携に努めるとともに、広報誌等による各種ボランティア活動の紹介・啓発や活動推進のための支援を進め、市民が積極的にボランティア活動に参加する機運の醸成に努めます。

◇障害の種類に応じた自主的な講座等の支援

オストメイト講座や耳のこと相談会等、障害のある人の自主的な講座等の取り組みに対し、必要な支援を行います。

◇障害者関係団体の活性化の支援

市内の障害者関係団体の活動の活性化により、会員間での情報共有や支え合いが強化され、障害者福祉の一層の向上につながるよう、障害者関係団体の活動内容等について積極的に紹介するとともに、広く地域の人々と交流する機会を確保し、活動の活性化を支援します。

◇各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

◇交流教育の充実

障害のある児童とない児童が、互いに理解を深めて成長できるよう、学校での交流・共同学習の充実を図るとともに、地域での子供会活動や諸行事等への障害のある児童の積極参加を呼びかけるなど、交流教育の推進に関する取り組みを支援します。

◇放課後や休日に活動できる場の確保（再掲）

障害のある児童が放課後や休日に活動できる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

◇地域活動支援センターによる支援

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

(イ) サービス提供基盤の整備

◇「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」の推進

「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」を策定し、その進捗管理を行うことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

◇地域生活支援拠点等の充実

居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実に努めます。

◇訪問入浴サービスの充実

在宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人に入浴の機会が確保されるよう、訪問入浴サービスの充実に努めます。

◇レスパイトサービスの提供

在宅で障害のある人を介護する家族が、日頃の心身の疲れを回復できるよう、レスパイトサービスを提供します。

◇移動支援の充実

障害のある人の社会参加を推進するため、外出支援サービスの充実に努めます。

◇日中一時支援の充実

障害のある人が日中に自宅以外で活動できる場所を提供するため、日中一時支援サービスの充実に努めます。

◇福祉有償運送の推進

障害のある人の公共交通機関以外の移動手段として、NPO等による福祉有償運送が円滑に実施できるよう、宇治市福祉有償運送運営協議会を設置し、推進に取り組みます。

◇福祉タクシー・ガソリン利用券の交付

重度の障害のある人の社会参加を支援するため、福祉タクシー・ガソリン利用券を交付し、タクシーを利用するときの運賃又は自家用車等の燃料費の一部を補助します。

(ウ) その他のサービス

◇施設使用料の減免

市の有料公共施設の入場料や使用料の割引や減免等を行うことにより、障害のある人の社会参加や余暇活動の充実を支援します。

◇ふれあい収集の実施

障害のある人や高齢者等、ごみの集積場所まで家庭ごみを排出するのが困難な人のみの世帯に対し、個別訪問によりごみ収集を行うふれあい収集を実施します。

◇車椅子の貸与

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため、車椅子の貸与を行います。

◇各種費用助成の実施

障害のある人の社会参加や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用、住宅改造費用の一部を助成します。

(エ) 精神障害のある人への施策の充実

◇精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者・ボランティア団体等と幅広く連携を図りながら、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等に関する相談と支援に対応した包括的なケアシステムの構築を目指します。

◇精神障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実

精神障害のある人の地域生活を支援するため、訪問による生活訓練サービスの充実を図ります。

◇地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

◇精神障害のある人の社会復帰等の支援

障害の程度に応じた社会参加と自立を促進するとともに、グループ活動を通じて社会適応能力の向上を図るため、精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）を実施します。

◇自立支援医療費（精神通院）の支給

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

(オ) 難病等対策の推進

◇障害福祉サービス等の提供

難病患者に対し、本人のニーズや症状等に即して障害福祉サービス等を提供し、療養生活を支援するとともに、難病患者が障害福祉サービス等の対象であることについての制度周知に努めます。

◇小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活及び家族等の介護負担の軽減を支援します。

【ウ 住まいの場の確保に関する施策の充実】

(ア) 地域相談支援の充実

◇地域生活支援拠点等の充実（再掲）

居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実に努めます。

◇地域移行支援の実施

障害のある人が施設入所や長期入院から地域生活に移行する際に、地域移行支援のサービスによって住居の確保や新しい生活の準備等の相談支援を行い、本人のニーズに応じた円滑な地域移行を支援します。

(イ) グループホームの利用促進

◇グループホームの充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営む場として、幅広い障害の種別や特性に対応可能なグループホームの充実に努めるため、開設を予定する法人等に対し、補助制度など必要な情報提供を行います。

◇グループホームの利用に際しての助成

低所得のグループホームの利用者に対して家賃助成を行い、グループホームの利用に係る費用負担の軽減を図ります。

(ウ) 住宅のバリアフリー化の支援

◇住宅改修費の助成

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用の一部を助成します。

【エ 高齢化、障害の重度化への対応】

(ア) 重度の障害のある人への支援

◇医療的ケアが必要な人への支援

障害者施設等や教育・保育施設など、各ライフステージでの社会生活に関わる様々な場所において、看護師や施設の職員等による医療的ケアが円滑に提供されるよう、京都府等の関係機関と連携しながら必要な支援や情報の提供に努めます。

◇重度心身障害老人等への医療費の助成

重度の心身障害がある高齢者等（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、重度心身障害老人健康管理事業により医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

◇強度行動障害のある人への支援

強度行動障害のある人が、地域で安定した生活を送れるよう、行動援護や短期入所、重度訪問介護等の必要なサービスを組み合わせて提供します。

◇重症心身障害児・者や重度の障害のある人への支援

重症心身障害児・者や重度の障害のある人が、地域で安定した生活を送れるよう、重度訪問介護や短期入所、療養介護等の必要なサービスを組み合わせて提供します。

(イ) 障害のある人の高齢化への対応

◇介護保険制度との連携

介護保険制度による給付の対象者については、介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が、制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを利用できるよう、介護保険制度との連携・調整を図ります。

◇高齢者福祉との連携

介護保険制度による各種サービスの提供や介護予防・日常生活総合支援事業等を通じて、日常生活の支援、介護状態の維持・改善及び介護予防などに取り組みます。

◇高齢化に対応した在宅福祉の充実

障害のある高齢者の在宅生活において必要とされるサービスについて、介護保険制度との連携のもと、介護保険サービスへの上乗せ分や障害福祉サービスに固有のサービス等の提供を行い、在宅福祉の充実を図ります。

【オ 生活安定のための施策の充実】

(ア) 各種福祉手当等の支給

◇各種福祉手当の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

◇公的年金制度等に関する市の相談体制の充実

障害基礎年金や特別障害給付金は、障害のある人の生活安定において重要な制度です。このため、関係部署の連携により相談体制の充実に努めます。

◇在日外国人重度障害者特別給付金の支給

国民年金法の制度が適用されず、制度的無年金となっている在日外国人の重度障害者に対する給付が、国で制度化されるよう、引き続き国に要望します。市では、国で救済措置がなされるまでの間の独自施策として給付金を支給します。

(イ) 補装具・日常生活用具等の給付等の実施

◇補装具費の支給

障害の状態から補装具の購入または修理が必要と認められた障害のある人に対し、その費用を支給します。

◇日常生活用具の給付

在宅の重度の障害のある人や児童に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行います。

◇小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活の支援及び家族等の介護負担の軽減を図ります。

◇車椅子の貸与（再掲）

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため車椅子の貸与を行います。

◇ファックス等の利用助成（再掲）

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファックス及びフラッシュベルの利用費用を助成します。

◇障害者施設等通所交通費の助成

公共交通機関を利用して障害者施設等に通所する障害のある人に、交通費の一部を助成、社会参加や訓練を支援します。

◇各種費用助成の実施（再掲）

障害のある人の社会参加や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用、住宅改造費用の一部を助成します。

4 保健・医療の充実

(1) 基本的な方向

保健・医療の充実については、「第2期計画」においても、地域生活を支えるための施策の充実、リハビリテーション供給体制等の充実、精神保健医療の推進などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の福祉の充実のために、今後宇治市で力を入れて取り組んでほしい分野として、身体障害者は「医療」、障害児全体では「発達支援」に多くの回答をいただきました。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害の原因疾患への対応をはじめとする適切な医療サービスを身近な地域で受けられるとともに、障害からの回復・重症化予防のためのリハビリテーションや、ライフステージに応じた健康診断・健康管理等の支援が必要とされます。

特に、精神障害や発達障害などの障害については、保健・医療によるケアが障害の緩和や社会的適応につながりやすいため、保健・医療の関係機関との連携が重要となります。

こうした点を踏まえ、障害のある人それぞれの障害の種別や特性に沿ったきめ細かな保健・医療の充実に努めます。



障害者施設での創作活動

(2) 主な施策

【ア 保健サービスの推進】

(ア) ライフステージに応じた保健サービスの推進

◇聴覚障害の早期発見の支援（再掲）

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を配付し、検査の結果、要精密検査と判定された場合、医療機関との連携や本人への支援などを行います。

◇乳幼児健康診査の実施（再掲）

3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。また、新たに1か月児、5歳児健診の実施に努めます。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。

◇乳幼児へのフォローの充実（再掲）

乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や親子あそびの教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、京都府立こども発達支援センター、保健所の発達支援クリニック及び医療機関の紹介等を行います。

◇妊産婦等への訪問指導の充実（再掲）

妊産婦や新生児への訪問指導の充実に努め、先天性疾患や障害の早期発見及び適切な指導につなげます。また、乳幼児健診で発達上の問題や障害を早期発見された乳幼児に対しても、必要に応じて保健師・発達相談員・栄養士による訪問指導の充実に努めます。

◇心身障害児等の通園の支援

心身や言語の発達に問題を抱えるこどもの早期療育とその家族の支援のために、心身障害児等通園事業を実施します。

◇心身障害児者歯科診療の充実

心身障害児者歯科診療を充実し、障害のある人や児童の歯科衛生の向上に努めます。

◇成人期における健康診断の推進

成人期からの障害の発生を予防するために、各種の健康診査・がん検診等の充実に努めます。

◇予防接種の推進

障害のある人の多くは基礎疾患を有しており、感染症等の罹患時に重症化しやすいため、高齢者等を対象としたインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の予防接種などにより、発症及び重症化の予防に努めます。

◇健康診査や医療についての情報提供の充実

障害のある人や児童の歯科診療や各種の健康診査・がん検診等についての情報提供に努め、障害のある人が医療や健診を受診しやすい環境をつくります。

(イ) 高齢化への対応

◇介護保険制度との連携（再掲）

介護保険制度による給付の対象者については、介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が、制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを適切に利用できるよう、介護保険制度との連携・調整を図ります。

◇高齢者福祉との連携（再掲）

介護保険制度による各種サービスの提供や介護予防・日常生活総合支援事業等を通じて、日常生活の支援、介護状態の維持・改善及び介護予防などに取り組みます。

◇高齢化に対応した在宅福祉の充実（再掲）

障害のある高齢者の在宅生活において必要とされるサービスについて、介護保険制度との連携のもと、介護保険サービスへの上乗せ分や障害福祉サービスに固有のサービス等の提供を行い、在宅福祉の充実を図ります。

【イ リハビリテーション供給体制等の充実】

(ア) リハビリテーション供給体制の充実

◇リハビリテーション供給体制の充実

障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）や生活介護のほか、介護保険サービス、高齢者福祉事業との連携を図りながら、地域におけるリハビリテーション供給体制の充実に努めます。

(イ) 公費負担医療制度の運営等

◇自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害のある人に対して、障害の軽減・回復につながる手術や、重度障害に対応して継続的に行われる人工透析等に関する医療費として、自立支援医療費を給付します。

◇自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を給付するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

◇自立支援医療費（育成医療）の支給（再掲）

身体に障害がある児童を対象に自立支援医療費（育成医療）を給付し、その障害の除去や軽減を支援します。

◇重度心身障害児者等への医療費の助成

重度の心身障害のある人等に対して、福祉医療費支給事業により医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

◇重度心身障害老人等への医療費の助成（再掲）

重度の心身障害がある高齢者等（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、重度心身障害老人健康管理事業により医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

【ウ 精神保健医療の推進】

(ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◇精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲）

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者・ボランティア団体等と幅広く連携を図りながら、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等に関する相談と支援に対応した包括的なケアシステムの構築を目指します。

(イ) 医療機関との連携

◇精神障害のある人への相談支援の充実

保健所や医療機関、指定一般相談支援事業者等との連携のもと、精神障害のある人の症状や特性に寄り添った相談支援により適切な医療につなげ、早期の回復や障害の緩和を支援に努めます。

◇自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

(ウ) 情報提供の充実

◇情報提供の充実（再掲）

障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNS等の様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。

5 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 基本的な方向

雇用・就業、経済的自立の支援については、「第2期計画」においても、雇用の促進、福祉的就労の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、今後希望する暮らしを送るために必要とする支援として、精神障害者（18歳以上）及び障害児全体では、「経済的な自立のための就労支援」と「経済的な負担の軽減」に多くの回答をいただきました。

障害のある人にとって雇用・就業は、経済的自立の手段であるとともに、社会参加や社会貢献の基本となるものであり、今後も働く意欲のある障害のある人が、可能な限り本人の希望に応じて働くことができる環境づくりを進めることが必要です。

この間の雇用・就業に関する制度としては、平成25年に「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等の生産活動の支援が規定されるとともに、平成25年・令和元年・令和4年に「障害者雇用促進法」が順次改正され、障害者への差別の禁止・合理的配慮の提供義務・国及び地方公共団体による率先的な雇用・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など、雇用の分野における障害者の権利保障等が示されたところです。

今後も、障害のある人の雇用と就労を促進するため、事業主をはじめ市民に対する啓発を進め、一人でも多くの障害のある人が、一般就労や福祉的就労など、本人の意向や適性に沿った多様なかたちで働き続けることのできる環境づくりに努めます。



障害者施設が運営する「かむ come カフェ」
(市役所8階のコミュニティカフェ)

(2) 主な施策

【ア 雇用の促進】

(ア) 企業や市民への啓発等の充実

◇市民や企業への啓発等の充実

障害のある人の雇用促進を図るため「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、企業や市民に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ制度や施設整備助成制度など国の各種助成制度の情報提供に努めます。

(イ) 市内企業等との連携

◇農業・産業の分野との連携

障害のある人の一般就労や障害者就労施設等への委託業務につなげるため、農業・産業の分野との連携構築及び協働による取り組みを進めます。

◇京都府はあとふる企業との連携

京都府が推進する「京都はあとふる企業」の認証制度と連携し、市内企業に対して、制度の周知及び障害のある人の積極的な雇用の呼びかけを行い、市内から多くの企業が認証を受けられるよう努めます。

(ウ) ネットワーク組織との連携

◇関係機関との連携による相談体制の充実

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者就労施設等との連携を強化し、一人一人の障害のある人の特性に応じたきめ細かい就労相談体制の充実を図ります。

◇山城北圏域自立支援協議会との連携

山城北圏域自立支援協議会の就労部会と連携し、広域における啓発や情報交換を通じて、障害のある人の雇用促進を図ります。

(エ) 一般就労の定着の推進

◇一般就労の定着の推進

障害者就労施設等から一般就労に移行した障害のある人について、就労後に就労定着支援サービス等により必要な指導・助言が得られ、一般就労先の企業等に定着できるよう、就労定着支援サービスの普及啓発や関係機関との連携に努めます。

(オ) 障害のある職員の採用

◇市職員採用の促進

一事業所としての宇治市において、障害者雇用促進法の理念や法定雇用率を踏まえ、障害者雇用の推進を図ります。

◇訓練的雇用の実施

一般就労を目指す障害のある人を会計年度任用職員として任用し、「サポートチーム」として指導員のもとで庶務的業務に携わってもらうことにより、一般就労に向けたスキルアップを支援します。

(カ) 契約制度の取り組み

◇総合評価競争入札の取り組み

障害のある人の一般就労及び地元企業等の地域社会への貢献を促進するため、障害のある人の法定雇用状況を評価項目にした、条件付き一般競争入札（総合評価競争入札）制度に取り組みます。

【イ 福祉的就労の充実】

(ア) 障害者施設の製品の販路拡大

◇障害者施設の製品の販路拡大

市役所における障害者施設の販売機会である「ロビーほっとショップ」「オープンカフェうじ」及びコミュニティカフェの取り組みの充実や、障害者施設の製品のPR、本市の行事での活用等により、障害者施設の製品の販路拡大に努めます。

◇市内の企業等への広報

市内の企業等に向け、障害者施設の製品、提供可能な役務、各種の民間イベント等への出店について広報を行い、官公需を超えた広い範囲への販路の拡大に努めます。

(イ) 優先調達推進

◇優先調達推進

年度ごとに障害者就労施設等からの優先調達に係る推進方針及び調達目標額を定め、市全体として目標額の達成に向けて優先調達を推進します。

6 教育の振興

(1) 基本的な方向

障害のある人や児童の教育の推進については、「第2期計画」においても、早期対応の充実、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育の充実、生涯学習の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、学校等に対し、「能力や障害の状態に応じた指導体制の充実」と「本人の希望や障害特性・能力に応じた進路指導の充実」を求める回答が多くなっています。

この間、国においては、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」とこととされるとともに、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児がそれ以外の児童等と共に教育を受けられるための最大限の配慮が規定されるなど、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指す方向性が示されてきました。

こうした中、障害のある児童の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育におけるニーズを把握し、その持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障害のある児童とない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進するなど、必要な教育環境の整備に努めます。

さらに、学校卒業後の障害のある人についても、学習機会の確保に努めます。



中学校での体験学習

(2) 主な施策

【ア 教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の充実】

(ア) インクルーシブ教育の推進

◇インクルーシブ教育システムの構築

障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある子もない子も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

【多様な学びの場創造事業】

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、令和5年度からモデル校にインクルーシブサポーターを配置し、多様な教育的ニーズに対応できる支援体制づくりを行うとともに、特別支援学級及び特別支援教育に係る教員の専門性を高め、指導・支援の充実を図る事業。

◇通級による指導の充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を推進します。また、教育相談の充実に努めます。

◇医療的ケア児の受け入れ

医療的ケア児が、身近な地域の小・中学校等に通り、必要な支援を受けながら健やかに成長することができるよう、「安心子育て支援事業」等を通じて、看護師の安定確保をはじめとする小・中学校等での受け入れ体制の構築を図ります。

◇（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携（再掲）

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

(イ) 就学と進路指導の充実

◇就学支援の充実

障害のある児童に対する一貫した支援を目指し、保護者との相談活動を重視しながら一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい就学支援に努めます。

◇進路指導の充実

一人一人の希望と障害の特性に応じて最適な進路選択ができるよう、特別支援学校、京都府教育委員会及び一般就労・福祉的就労の事業所等、各種関係機関と連携しながら進路指導に努めます。

◇特別支援学校との連携

特別支援学校に通学する児童との交流及び共同学習や卒業後の進路相談などを通じて、特別支援学校との連携を図ります。

(ウ) 教育環境の整備

◇学校施設の改善

多目的トイレやスロープの設置など、障害のある児童に配慮した学校施設の整備改善に努めます。

(エ) 教職員研修の充実

◇教職員研修の充実

障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員研修の一層の充実に努めます。

【イ 生涯学習の充実】

(ア) 学校卒業後の学習機会の提供

◇図書館機能の充実

障害のある人の読書環境の充実に向け、デージー図書・点字図書等の整備や障害者図書郵送貸し出し・視覚障害者専用電子図書館・対面朗読等のサービス提供に取り組むとともに、その取り組みについて周知を図り、図書館利用の促進に努めます。

◇講座や教室の充実

障害のある人の社会的視野を広げ、社会参加を進めるために、視覚・聴覚・肢体・心身等、障害の種別ごとの障害者教室の充実に努めるとともに、市の主催する各種講座や教室の全般について、障害のある人が利用しやすい運営に努め、生涯学習の推進を図ります。

II 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 基本的な方向

差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止については、「第2期計画」においても、成年後見制度の普及・啓発、虐待の防止、差別の防止などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人が差別を受けたり嫌な思いをした場面として、「外での人の視線」や「仕事や収入面」との回答を多くいただいています。また、今後の成年後見制度の利用希望の有無については、「分からない」の回答が最多となっています。

この間、障害のある人の権利に関する法令等の状況としては、平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行をはじめとして、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者差別解消法」の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行など、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の実現に向けた法整備が進んでいます。

宇治市においても、こうした趣旨を踏まえ、平成29年4月に「障害を理由とする差別の解消に関する宇治市職員対応要領」（職員対応要領）を施行し、市職員が、障害者の社会的障壁の解消の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを義務付けました。

今後も、障害のある人や、求められる配慮等に関する理解促進のため、様々な機会を捉えて広報・啓発活動を実施するとともに、障害者虐待の防止の取り組みを推進します。

また、親亡き後など、本人の意思決定や生活を支援する親族等がない状況でも、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の制度周知及び利用しやすい仕組みづくりに努めます。

(2) 主な施策

(ア) 差別の解消

◇市民への啓発の促進

それぞれの障害の種別や特性を尊重しながら、障害のある人の社会参加と市民の理解や協力を推進するため、啓発活動の充実を図ります。

◇「障害者週間」「人権週間」等を通じた障害理解の促進

「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する積極的な啓発活動に努めます。

(イ) 成年後見制度の普及・啓発

◇判断能力が不十分な障害のある人に対する支援

判断能力に不安がある障害者に対し、社会福祉協議会の福祉サービス利用支援事業と連携して福祉サービス利用の手续や金銭管理等の支援を図るとともに、より判断能力が不十分で身寄りがない人には、成年後見の申立代行や、生活困窮に伴う申立費用及び後見人等報酬の助成を行います。

◇成年後見制度の利用促進に係る体制強化

親族等の支援が受けられない境遇にあっても、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に関する相談や申立代行等の支援体制について、中核機関の設置の検討を含め機能強化を図るとともに、必要とする人がもれなく制度を認知し利用できるよう、制度に関する情報の発信・提供を積極的に行い、広報の強化を図ります。

(ウ) 虐待の防止

◇障害者虐待への対応の充実

障害のある人に対する虐待の通報時に、被害者・家族へのケア及び再発防止等に関する的確に対応できるよう、研修等を通じて相談・指導に関するスキルアップを図るとともに、京都府とも連携して支援体制の充実に努めます。

◇障害者虐待の防止等に関する啓発の促進

障害のある人への虐待を防止するとともに、虐待の発生時に速やかに通報等の対応につなげてもらえるよう、障害者施設や全ての市民に対し、障害のある人の権利擁護及び虐待にかかる通報義務などについて啓発・広報を促進します。

8 安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本的な方向

安全・安心な生活環境の整備については、「第2期計画」においても、ユニバーサルデザインの普及・啓発、建築物等のバリアフリー化の促進、住宅のバリアフリー化の支援などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、外出時に不便に感じたり困ることとして、特に身体障害者では、「道路の段差や歩行の障害物などで通行困難」や「建物や駅の設備が不便」との回答が多くなっています。

この間、国においては、平成28年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたユニバーサルデザインの街づくりの推進等の取り組みが示されるとともに、令和2年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」が施行されるとともに、同年11月には、バリアフリー法に基づく基本方針における令和3年度以降のバリアフリー化の目標が設定されました。

宇治市においても、平成27年3月には、市内のバリアフリー化を進めるための「宇治市交通バリアフリー全体構想」の改定により、新たに木幡・黄檗・伊勢田の3地区を重点整備地区に選定し、平成27年度から順次、各地区の交通バリアフリー基本構想を策定し、地区内の道路や鉄道駅などのバリアフリー化を推進してきました。

こうした状況も踏まえ、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の理念も生かし、国や京都府と連携を図りながら、障害のある人が安心して安全に生活できる環境整備を進めます。

(2) 主な施策

(ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発

◇ユニバーサルデザインの普及・啓発

ユニバーサルデザインの定義や理念が、障害のある人にもない人にも広く浸透し、建物・製品・サービスなどのデザインに反映されるよう、京都府と連携しながらこの考え方の普及・啓発に努めます。

◇心のバリアフリーの推進

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、人々の心の中にある障壁の解消に向け、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

(イ) 建築物等のバリアフリー化の促進

◇建築物等のバリアフリー化の促進

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物等のバリアフリー化について設置者や事業主への周知・指導を行います。

◇学校施設等のバリアフリー化の促進

学校施設等において、障害のある児童や保護者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化の促進に努めます。

(ウ) 地域におけるバリアフリー化の促進

◇交通バリアフリーの推進

「宇治市交通バリアフリー全体構想」で定められた重点整備地区の鉄道駅や周辺道路等を中心に、バリアフリーを含めた交通利便性の向上につながる整備に努めます。

◇地域におけるバリアフリーの点検

道路交通施設等について、町内会・自治会や学区福祉委員会等が行う自主的なバリアフリー点検活動等の支援を行います。

(エ) 住宅のバリアフリー化の支援（再掲）

◇住宅改修費の助成（再掲）

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用を一部助成します。

9 防災・防犯等の推進

(1) 基本的な方向

防災・防犯等の推進については、「第2期計画」においても、防犯・防災情報の提供、情報登録制度の運営、福祉避難所の確保などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、地震や水害、火事等の災害時に困ることや不安なこととして、「避難場所の設備や環境が不安」や「安全な場所に迅速に避難できない」との回答を多くいただいています。

この間宇治市では、防災に関して、災害時に障害のある人のニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策が可能となるよう、市内の21か所の障害者施設等と福祉避難所の開設運営に関する協定を締結しました。

また、防犯に関しては、「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、平成28年に第3次、令和3年に第4次の「宇治市防犯推進計画」を策定し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後も、障害のある人が地域社会において安全安心に暮らすことができるよう、平常時における防災訓練の実施や、災害発生時における避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保など、障害特性に配慮した防災・災害対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

(2) 主な施策

(ア) 防災対策の推進

◇防災訓練への参加

地域の防災訓練等への障害者施設や障害者団体の参加を促進し、災害発生時の円滑な避難に向けた体制等を事前確認するとともに、障害のある人における防災意識の醸成を図ります。

◇防災情報の配信（再掲）

宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、防災情報を配信します。

(イ) 情報登録制度の運営

◇災害時の避難に支援を必要とする人への支援

障害のある人等が、災害時に迅速に避難できるよう、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員等地域の方々に支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく災害時避難行動要支援者避難支援事業を実施します。

◇要配慮者情報の管理

自力で避難が困難な人があらかじめ消防本部に届け出ておくと、火災などの災害が発生したときに、消防隊などがその情報をもとに早期に救助を行う要配慮者情報管理事業を実施します。

(ウ) 福祉避難所の整備

◇福祉避難所の整備

障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が、避難所生活において支障を来さないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を設けることにより、福祉などの適切なケアを受けられる体制の確保に努めます。

(エ) 防犯対策の推進

◇防犯体制の整備

障害のある人をねらう悪質な商法や詐欺などの犯罪について、必要な知識や情報の提供に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◇犯罪被害等における支援

障害のある人は、犯罪被害時に自ら声を上げることが困難であり、被害が潜在化する傾向にあることから、庁内関係課や関係機関との連携により、本人や周囲の人が適切に相談し、心身のケアや見舞金の支給などの支援を受けられる体制づくりに努めます。



バリアフリー化された JR 木幡駅

Ⅲ 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

10 理解と交流の促進

(1) 基本的な方向

理解と交流の促進については、「第2期計画」においても、啓発広報活動の促進、障害の理解を進める福祉学習の推進、交流・ふれあいの場の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人に対する理解や差別解消のために必要なこととして、「行政の広報・啓発」や「学校等での障害への理解を深める教育」との回答を多くいただいています。

また、国において平成28年2月に策定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、ユニバーサルデザインの街づくりの一環として、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の理念の推進が位置付けられています。

これらの考え方の普及も含め、障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、今後も広報・啓発活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人とない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。



身近に感じる人権講座

(2) 主な施策

(ア) 広報・啓発活動の推進

◇市民への情報提供と啓発の推進

共生社会の実現に向けて、全ての市民に障害への理解及び「心のバリアフリー」等の理念の浸透を図るため、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、効果的な情報提供と啓発を推進します。

◇「障害者週間」「人権週間」等を通じた障害理解の促進（再掲）

「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する積極的な啓発活動に努めます。

◇自立した障害者等の顕彰

市制施行記念式典にて、障害者の自立支援への功績が顕著な功労者及び自身の障害に前向きに生きている当事者の表彰を実施することにより、障害福祉従事者の働きがいや障害のある人の活動意欲を増進するとともに、市民全体への障害理解の促進を図ります。

◇ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

障害のある人が外出する際の安心の確保のため、障害のある人に対してヘルプマーク・ヘルプカードの携行について普及に努めるとともに、障害のない人に対しても啓発に努め、ヘルプマーク・ヘルプカードを通じて障害への理解と配慮を培います。

◇心のバリアフリーの推進（再掲）

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、人々の心の中にある障壁の解消に向け、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

(イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進

◇各種講座等の充実

公民館等の社会教育事業等での講座を開催するにあたり、障害に関する正しい理解を深めるため、障害のある人に関するテーマを取り上げていきます。

◇インクルーシブ教育システムの構築（再掲）

障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある子もない子も共に学ぶことができるよう、多様な学びの場創造事業での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

◇学校における交流及び共同学習の充実

特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との居住地校交流等、共に助け合い学び合う交流及び共同学習の充実を図ります。

◇学校等のボランティアクラブや体験学習等の活動支援

近年、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等において様々な福祉ボランティア活動や体験学習が活発になっています。情報提供の充実や障害者関係団体と学校との連携等を積極的に行えるよう支援をします。

◇事業所等における研修会への支援策の充実

宇治市社会福祉協議会が行っている事業所や各種団体等に対する社会福祉研修に対し、研修講師の派遣などの支援を行います。

◇市職員の研修の充実

本市のすべての職員が、職員対応要領の趣旨のもと、障害のある人への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等を徹底するよう、引き続き職員研修の充実を図ります。

(ウ) 交流・ふれあいの場の充実

◇イベント等を通じた交流の推進

宇治ボランティアフェスティバルや各種障害者施設でのイベント等の支援を通じて、障害のある人と市民の交流の促進を図ります。

◇H o t ! ふれあいサロン事業等への参加促進

社会福祉協議会の事業であるH o t ! ふれあいサロン事業等の小地域福祉活動への障害のある人の積極的な参加を図り、身近な地域での交流とつながり作りの場を増やします。

◇地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

◇市役所ロビー等での交流の充実

市役所内で障害者施設の製品の販売等を行う「ロビーほっとショップ」「オープンカフェうじ」及びコミュニティカフェの取り組みの拡充を通じて、障害のある人と市役所を訪れた市民の交流機会の充実を図ります。

11 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 基本的な方向

障害のある人が、地域社会において生きがいを持って豊かに生活するうえで、スポーツ、文化芸術、レクリエーションなどの余暇活動は大きな役割を果たします。

文化芸術活動・スポーツ等の振興については、第2期計画においても、スポーツ・レクリエーション活動の推進、文化芸術活動の推進に取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、仕事や学業以外の活動として今後したいこととして、知的障害者(18歳以上)及び障害児全体を中心に、「スポーツやレクリエーション」「コンサートや映画、展覧会やスポーツなどの鑑賞・観戦」「文化芸術などの作品の創作やその発表」の項目に多くの回答をいただきました。

この間の国の動向として、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合かつ計画的な推進が位置付けられたところです。

また、令和5年3月には文化庁の京都移転が実現するとともに、「ワールドマスタースゲームズ2027関西」において宇治市も競技会場に選定されるなど、文化・スポーツともに盛り上がりの機運が醸成されています。

こうした中、障害のある人の自立と社会参加を促進し、障害のある人となない人との交流機会を拡大するため、大規模イベント等と連動した取り組みも含め、文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。



宇治市障害者スポーツ大会

(2) 主な施策

(ア) スポーツ活動の推進

◇障害者スポーツを行う場の確保

生涯スポーツの一環として、各種の障害者スポーツが行えるよう既存施設の利用を促進します。

◇障害者スポーツの支援体制の充実

障害者スポーツ大会やニュースポーツひろば等、各種スポーツ行事への参加について、ボランティアとの連携も含めて支援します。

◇障害者スポーツのイベント等の充実

障害の種類・程度に応じて必要な配慮をしつつ、障害者スポーツ大会やニュースポーツひろば等を実施することにより、障害のある人のスポーツ活動に対する関心を高め、障害者スポーツの振興を図ります。

◇障害のあるスポーツ選手の顕彰

全国規模の障害者スポーツ大会に出場する選手を激励するとともに、優秀な成績を収めた者（団体）を宇治市スポーツ賞で広く顕彰し、障害者スポーツに対する意識の高揚を図ります。

(イ) 文化芸術・レクリエーション活動の推進

◇障害者芸術作品展等による作品発表の機会の確保

障害のある人による芸術作品について、障害者週間記念事業における作品展の開催や市役所等における常設展示の実施をはじめ、あらゆる機会を活用した発表の場の確保を図ります。

◇図書館機能の充実（再掲）

障害のある人の読書環境の充実に向け、デイジー図書・点字図書等の整備や障害者図書郵送貸し出し・視覚障害者専用電子図書館・対面朗読等のサービス提供に取り組むとともに、その取り組みについて周知を図り、図書館利用の促進に努めます。

◇各種行事等への参加のための支援

障害のある人が、文化芸術やレクリエーションに関する行事等へ参加しやすくするため、様々な媒体による情報提供や参加時の外出支援を行います。

◇地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

◇市が主催するレクリエーション行事に関する配慮

市が主催する行事については、手話通訳や要約筆記の支援など、様々な障害のある人の参加を前提とした運営に努めるとともに、丁寧な情報提供に努めます。

◇各種レクリエーション活動への支援

障害者団体が実施するレクリエーション活動を支援するとともに、様々なレクリエーション活動への障害のある人の参加の促進を図るため、ボランティアと連携しながら、必要な支援を行います。



障害者施設での陶芸活動

1 2 推進体制の整備

(1) 基本的な方向

障害のある人の高齢化や福祉ニーズの多様化に的確に対応し、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を総合的かつ計画的に支援していくためには、行政・民間を問わず多岐にわたる主体が、個別の役割を担いながら、相互の連携の強化を進める必要があります。

そのため、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会等の推進組織の運営をはじめ、様々な分野での主体間による意見交換の機会の確保等により、推進体制の整備を図ります。

また、少子高齢化の進展により地域の障害福祉を担う人材の不足が顕在化していることから、各種奉仕員の確保・養成とともに、障害者施設における福祉人材の確保についても支援に努めます。

(2) 主な施策

(ア) 推進組織の整備

◇宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の運営

当事者や関係者等の意見を反映しながら、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の推進において必要な関係機関相互の連絡調整を行うために、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を運営し、施策の進行等を点検します。

(イ) 福祉人材の確保・養成

◇各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

◇市担当職員の研修の充実

障害福祉を担当する職員の研修を充実し、市民の窓口相談やサービス提供及びケースワークが適切に行えるよう努めます。

◇障害福祉サービス等の提供に係る人材確保の支援

各種サービス事業所や相談機関など、障害福祉サービス等の提供に関する様々な局面で人材確保が課題となっていることから、介護保険部門と共同での福祉職場就職フェアの開催等により人材確保を支援し、サービス提供体制の安定に努めます。

(ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化

◇国・府への要望活動の強化

この計画を推進するため広域的な施設整備や、各種施策の実施にあたっての補助制度の適用等について、あらゆる機会を通じて国や京都府に要望します。

◇民間の団体・施設の活動への支援

障害者関係団体や障害者施設等が障害者の福祉の増進のために行う主体的な活動への支援に努め、福祉サービスの向上を図ります。

◇緊急時等における施設への臨時的な支援

災害、感染症の拡大、その他の社会経済情勢等により障害者施設の運営に大きな支障が出るおそれがある場合には、サービス提供体制への影響を抑えるため、国や京都府とも連携しながら、物資・経済等の面での臨時的な支援に努めます。

◇ネットワーク化の推進

複雑多様化する様々な福祉課題に対して、多角的な視点からの確に対応するため、課題ごとに、関係団体・機関等との連携による柔軟なネットワーク化を図ります。



宇治市介護・福祉職場就職フェア

「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」(初案)
 に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正	
1	サービス提供	宇治市内で重度心身障害児・者(特に医療的ケア児・者)が利用できる短期入所がないので、できてほしい。	いただいたご意見については、今後の障害福祉サービス等の提供体制の充実に向けて参考とさせていただきます。		
2		仕事をしていたり高齢である保護者や家族のために、一時的に障害児・者を預かる施設があると良い。			
3		日常生活用具給付等事業について、利用が横ばいとなっているが、保護者の高齢化や認知機能の低下によって必要な申請ができておらず、手続きに事業所の職員の支援を要する場合があることを把握しておいてほしい。			
4		医療的ケア児の育成について、円滑に講習を受け修了できるよう支援してほしい。			
5		重度訪問介護について、在宅生活を送れる点は良いが、必要性が薄いのに夜間支援が入っているケースがないかなど、運用の検討が必要である。		障害福祉サービス等の運用や提供体制の改善に向け、いただいたご意見を参考に、現状と課題の把握に努めます。	
6		放課後等デイサービスについて、学校の長期休みの期間は日中一時支援との併用が多く、日中一時支援のキャパシティがいっぱいになりつつあるため、利用者の障害支援区分なども含めて分析と対応が必要である。			
7		障害の特性によっては、自傷・他害などの危険行為を伴い、常時の見守りが必要となる場合がある。児童期に、こうした特性を未然に抑えるために具体的にどのような支援が必要なのかを知りたい。		障害のある児童の療育については、一人一人の特性に応じた支援が必要であることから、具体例を挙げるのは困難ですが、引き続き福祉・教育・医療などの関係機関が連携した支援体制の充実に取り組んでいきます。	
8	サービス報酬・ 処遇改善	日中一時支援事業について、最低賃金の上昇に対し、サービス単価が横ばいとなっている中で、障害のある人の高齢化・重度化に伴い、一人一人の利用者に対する支援量は増えてきている。赤字でのサービス提供の状況を改善してほしい。	障害福祉サービス等の提供体制やサービス報酬については、利用者・家族のニーズ、福祉現場の現状、令和6年度のサービス報酬改定の内容等の情報の把握と分析を踏まえ、国や京都府に対して、体制整備及び報酬の改善に向けた要望等を行っていきます。また、地域生活支援事業等の市町村事業については、適正な事業の在り方を検討します。		
9		グループホームについて、重度障害者を地域で支えていくためには人材が必要なので、人材確保のためにも共同生活援助のサービス単価の見直しや加算等を考えてほしい。			
10		利用ニーズに対して障害福祉施設の人員体制が十分でないため、職員一人一人の負担が大きい。また、サービス報酬の日割計算のため、利用者の利用控えが報酬減・低賃金につながり、ますます福祉人材が得られにくくなるため、十分な人員体制が取れるよう支援してほしい。			
11		障害のある人が必要なサービスを受けられるのは良いことだが、低賃金のため福祉人材が不足している。令和6年度の報酬改定もあるので、物価高騰にも対応した十分な報酬となるよう、市として国に働きかけてほしい。			
12		障害福祉施設での看護師業務では、利用者の生命に関わる高度な処置を行っている場合があるため、責務に見合った報酬が確保され、看護師の定着につながるよう財政的支援を検討してほしい。			
13		サービス提供体制において、事業所や職員が不足しているが、サービスの質の確保のためにも、職員への適切な報酬が必要である。			
14		障害福祉の分野で働く施設職員は、仕事の対価として十分な報酬や待遇が得られていないため、離職を防ぐためにも改善してほしい。			
15	障害福祉サービス事業所の人材不足が深刻であり、若年層の人材を確保するためには魅力や働きがだけでなく、収入面の改善が必要である。				
16	地域生活への移行	障害のある人が、自宅など地域で生活するのは良いことだが、自宅にバリアフリー等の必要な設備が整っていない場合など、施設入所も必要と思う。	施設入所から地域生活への移行については、一律的に推進するものではなく、障害のある人や家族のご意向に基づき、施設入所・地域生活のどちらにおいても必要な障害福祉サービス等を利用しながら生活できる基盤づくりが重要と考えます。その上で、地域生活への移行を希望された場合に、円滑に地域生活を営めるよう、相談支援を含めた体制整備に努めるものです。		
17		地域生活への移行については、移行者数の人数に捉われず、本人や家族がニーズに応じて自由に選択し、どちらの場合も豊かに生活できるようになれば良いと思う。			
18		施設入所から地域生活への移行は望ましいことだが、親亡き後に障害のある人の生活を総合的に支援できるよう、支援者間の情報共有を含め、支援体制のシステムやマニュアルを整えてほしい。			
19		地域生活移行に関して、障害のある人のニーズや特性に応じて、地域生活・施設入所がそれぞれどちらも充実するよう、サービスや施設を整備してほしい。入所施設の職員の待遇を改善してほしい。			

「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」(初案)
 に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
20	成年後見制度	基本計画には成年後見制度に関して中核機関の設置に触れているが、28ページの成年後見制度の利用見込量は、それを織り込んだ見直しとなっていないのではないか。 成年後見制度利用支援事業の解釈を含め市の考えを知りたい。	成年後見制度については、利用支援に関する中核機関の早期開設を目指しており、国・府の制度や先進事例に関する情報の収集、利用見込量の分析等により、中核機関を通じた支援の在り方を検討しています。 あわせて、利用促進のため、後見人等の職務・役割を含めた制度の周知を積極的に行います。	
21		現状では成年後見人等が職務を十分に果たしていないケースが見受けられるため、今後制度の利用者の増加が見込まれる中で、後見人等の役割を明確化してほしい。		
22	相談支援体制	相談支援体制について、相談件数の増加や相談内容の複雑化の中で、相談支援専門員の不足や委託相談支援事業所が1か所のみであることから、指定相談支援事業所の相談員の負担が大きく、労働意欲の低下にもつながっている。 相談員の報酬や人員確保について、市の役割を期待するとともに、委託相談支援事業所の増設が必要。	障害のある人が地域生活を送るうえでは、いつでも気軽に相談でき、一人一人の課題にきめ細かい支援や情報提供を受けることのできる窓口が不可欠であると考えており、総合的な相談支援体制の強化に向け、今後の相談ニーズの見込量も踏まえながら、障害者生活支援センターの増設などの方策の検討・実施に努めてまいります。	
23		相談件数が年々増える一方で委託相談支援事業所は1か所のみとなっている。安定した相談支援につなげるためには、委託相談支援事業所が3か所以上必要であり、そこで働く人材の確保も求められる。		
24		障害者生活相談支援センターを増設した場合も、既存のセンターへの委託金額は保証してほしい。		
25		相談支援事業所を増やす計画とされているが、1か所増やせば解決するという考えではなく、事業所相談員の人数等、現状の不安を拭える体制で実施してもらいたい。		
26		高齢者福祉と比較すると、障害児・障害者とともに、相談支援の事業所や相談員が不足している。		
27		現状では相談支援を受けず、当事者だけで悩みを抱えている人もいることから、高齢化が進む中で、障害のある人や家族がもっと気軽に相談できる仕組みが必要である。		
28		虐待の問題や働き方などに対応できるよう、相談支援の拡充が必要である。		
29		障害福祉サービス等の利用者には、多数のセルフプラン者がいるが、相談支援事業所における相談支援専門員の確保の目安とするためにも、セルフプラン者の人数を明らかにするとともに、セルフプランから計画相談支援への移行に必要な相談員の人数や、移行のための方策を示す必要がある。		
30		今後は障害種別にかかわらず包括的な支援体制がますます重要となるが、その中で地域生活支援拠点の担う役割などが見えにくい。ため、事業の中身の整理や「見える化」が必要である。		地域生活支援拠点については、障害のある人の高齢化・重度化が進む中で、地域生活を総合的に支援する仕組みとしてますます重要となるため、拠点における支援対象や支援の手法など、拠点の運営法人と連携しながら体制整備に向けた検討を進めるとともに、制度周知を図っていきます。
31	地域生活支援拠点において、現状では緊急時の短期入所の受け入れが難しいことが多いので、必要な時に利用できる体制整備が必要である。			
32	地域生活支援拠点は、拠点数が多いほど受け入れ可能な人数が増えるので、もっと広く開設を呼びかける必要がある。			
33	グループホーム	グループホームについて、車いすや身体介護が必要な人、行動障害や依存症の人が入居できるグループホームが必要である。	グループホームについては、現行の計画が開始された令和3年4月以降、宇治市内で新たに6事業所が開設されています。 グループホームへの居住に関しては、「特定障害者特別給付」による家賃補助や、入居待機者への空き室情報の提供により、利用支援を行っています。 今後もニーズに応じた施設が整備されるよう、利用ニーズの把握による開設希望の事業者への情報提供をはじめ、障害種別にかかわらず必要な居住支援を受けられるよう支援に努めます。	
34		強度行動障害のある人が利用できるグループホームを建設してほしい。		
35		親の高齢化に伴い、グループホームの利用希望者は増え続けるため、利用者の生活に必要な人材と体制を支援してほしい。		
36		親亡き後の障害のある人の生活を支えられるよう、グループホームの建設への市有地の提供や、サービス報酬の日割計算の廃止に向けた国への要望など、サービス提供体制の安定を支援してほしい。		
37		障害者や家族の高齢化が進む中で、グループホームで重度障害者を含めた障害のある人の生活をすべて支えるには、人材不足や設備改修の財源不足により、十分な体制が取れない。 市として計画的に地域生活移行を進める以上は、具体的な方策が必要である。		
38		グループホームでは、人員不足により職員が休みにくい状況であるため、休暇を加味した体制が取れるよう予算措置をしてほしい。		
39		グループホームの利用が増加しているが、障害支援区分別の増加人数を示してほしい。 また、今後の利用見込量も増加しているが、新規開設の施設について、バリアフリー対応や重度障害者の受入の有無などを示してほしい。		

「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」(初案)
 に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
40	精神障害のある人への支援	本計画23ページの「精神障害にも対応した包括的な支援体制の整備」と基本計画20・29ページの「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は同じ意味か。	共通した取り組みであるため、国の基本方針での記述も踏まえ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に修正します。	○
41		精神障害者にも対応した包括的な支援体制の整備に関して、宇治市における「重層的支援体制整備事業」を活用を検討しているのであれば、その内容を教えてほしい。	精神障害のある人にも対応した包括的な支援体制の整備に関して、現時点では「重層的支援体制整備事業」の活用は予定はありません。	
42		精神障害者保健福祉手帳の所持者が京都府内の他の市町村と比べて多いのであれば、「障害者生活支援センター」の増設や「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、重点的に対応する必要がある。 その対応として、宇治市では来年度に国の予算が増額される「重層的支援体制整備事業」を実施する予定はあるか。	支援に対するニーズや市内の事業所・支援員等の状況を把握するとともに、京都府と連携しながら、包括的な支援体制の整備に取り組んでいきます。	
43	情報提供	市として、計画相談支援をはじめとする各種の障害福祉サービス等について、インターネットやパンフレットでサービス内容や事業所一覧などの情報を公開すべき。	宇治市では、障害福祉サービス・制度の概要や事業所一覧等の情報について、現時点においても公表を行っています。 障害のある人の情報アクセシビリティ向上の観点から、障害の種類や程度にかかわらず、全ての人により見つけやすく分かりやすいものとなるよう、音声・点字を含めた多様な手法により、既存の媒体に加えてSNSなども活用しながら、きめ細かい情報提供を行っていきます。	
44		現状では障害福祉制度の情報を利用者側が調べるのに苦労しているが、今年はマイナンバーカードと保険証の一本化などにより混乱も予想されるため、支障を来さないようきめ細かい情報提供をしてほしい。		
45		障害福祉サービス等の利用にあたり、現状では障害のある人の側からの行動がないといけませんが、地域の福祉委員や市の側から困りごとのある人に働きかけてほしい。		
46		精神障害のある人は、社会や情報とのつながりが断たれているケースも多いため、精神障害者保健福祉手帳の所持者数や障害の状況についてより詳しく分析し、障害福祉サービス等の必要な支援につなげるための方策を一層具体化してほしい。		
47		様々な方法での情報保障(点字・手話・ピクトグラム)が必要であり、市役所でのロビー販売から導入してほしい。		
48	障害理解の促進	市民の障害理解がなかなか進んでいない現状なので、促進してほしい。	宇治市では、「障害者差別解消法」や「障害者の権利に関する条約」の規定に基づき、障害者週間や人権週間などの様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、特に市職員や教育現場においては、障害者に対して不当な差別的取扱いをしないことや、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことを徹底するため、研修等を通じて更なる意識付けに努めます。	
49		精神障害や発達障害のある人を仮想のクレーマーとみなした内容の講座が全国的に実施されてきたことが国会・報道で問題となっており、宇治市内でも過去に同様の講座が実施されたことが確認されている。 部局を超え、京都府とも連携して障害者差別の事案に対応する体制構築が必要である。		
50		市職員への啓発のための研修について、障害のある人の生活や特性を理解するために、座学だけでなくもっと障害者施設の現場を見る必要があり、それを踏まえて支援の在り方を一緒に考えてほしい。		
51		公立学校の教員について、障害について理解し、障害のある児童とない児童の共同学習などについて配慮ができるよう、研修等を充実させてほしい。		
52		各種奉仕員の養成講座については、関心のある人もいるので、福祉施設でも実施してほしい。	各種奉仕員の養成講座は、講師の確保等の都合もあり複数の会場での開講は困難ですが、宇治市内に在住・在学・在勤の方が参加対象となるため、障害福祉施設の職員等が積極的に受講いただけるよう、広報を行います。	
53	就労支援	障害者就労の環境づくりを進めるためには、行政主導での企業の障害者雇用枠の拡充や雇用条件の改善について、目標を設定する必要がある。 企業との関わりでも、情報提供を行うだけではなく、障害のある人の働く場での満足度が高まるよう、企業の社会的責任の発揮につながる方策が必要である。	障害のある人が希望に応じて多様な形で働くことができるよう、「障害者雇用促進法」等の理念の啓発や、障害福祉施設との連携によるメリットの周知など、市内の企業等への働きかけに努め、障害者雇用及び施設就労の両面における協力体制の構築を図ります。	
54		施設就労について、利用者の工賃向上のため、市として施設の生産活動への支援や、農業・産業との連携の架け橋となるなどの支援を希望する。		
55		就労支援施設の利用者の工賃が十分でないため、工賃確保の支援をしてほしい。		宇治市における障害福祉施設からの優先調達を推進するとともに、施設との意見交換などにより工賃向上のための支援の在り方を検討します。

「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」(初案)
 に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
56	就労支援	19ページで主要な整備目標の一つに一般就労への移行が設定されているが、26ページの就労移行支援・就労定着支援の利用見込量は徐々に増加するに留まっており、一般就労移行の目標に対して少ないのではないかと考えられる人もおり、事業所の職員がそれを見極めて一般就労に向けて支援できるよう、職員向けの研修や指導の機会があるとよい。	障害福祉施設から一般就労への移行は、「就労移行支援」だけでなく「就労継続支援A型・B型」など、さまざまな就労形態から実現しており、新たにサービスが開始される「就労選択支援」の普及を含め、施設との連携により一般就労移行の促進のための効果的な手法を検討します。	
57		16ページの「宇治市障害者活躍推進計画」とはどういう計画か。基本計画の2ページの「第2期計画中の関連法・宇治市の条例等の動き」の箇所に掲載しなくてよいのか。		
58		福祉人材が不足しており、就職フェアの定期開催や専門学校・大学との連携、賃金の向上などによる人材確保が必要である。		
59	災害対応	家族のいない障害のある人について、成年後見人への報告を含め、障害福祉施設の職員がサービス外にも及ぶ生活全般の支援を行っており、人員不足もあって職員一人一人の負担が大きくなっている。	実施計画は障害福祉サービスの提供体制について策定しているため、災害対応についての記載はありませんが、基本計画において記載しています。災害時の障害のある人への対応について、宇治市では福祉避難所として介護保険施設や障害福祉施設と協定を締結するなど体制の整備を進めています。避難所での生活には、障害のある人に対応した設備・備蓄品・人員・仕組みが必要となります。また、防災訓練等により災害に備えることも重要であると考えております。いただいたご意見を参考に、関係部局と連携して災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。	
60		福祉避難所の配置や受入人数などの体制は整っているのか。		
61		能登半島地震に関する報道で、開設されていない福祉避難所が多いとされているので、宇治市では災害時に福祉避難所が機能するよう、施設等との連携が必要である。		
62		災害時に聴覚障害者・盲ろう者に対して、市の手話職員による安否確認や福祉避難所の利用など、必要な支援を行ってほしい。		
63		災害時の避難所について、仮設トイレなどの設備や備蓄品の不足が懸念されるため、不足が起きないように整備してほしい。		
64		災害時への備えとして、近隣自治体との協定、過去の災害の経験を活かした防災計画、おむつの備蓄の充実などが必要である。		
65		防災に関するアンケートを、すべての障害種別の人を対象に広く周知して実施してほしい。		
66		防災訓練に、聴覚障害者をはじめとする障害者が必ず参加するよう、積極的に呼びかける。福祉避難所をはじめとする情報(伝達)保障に関する訓練を年1回実施する。		
68	日常生活・社会生活	コロナも落ち着いてきた中で、市主催のイベントや福祉まつり等、障害のある人がたくさん参加し、地域の人々と交流できる機会を増やしてほしい。	いただいたご意見につきましては、障害のある人の日常生活・社会生活を支援するための施策の参考とさせていただきます。	
69		公民館は、防災教育・福祉教育を含めた市民全体の学びの場であるとともに、災害時の避難所としても必要であることから、小学校の空室なども利用しながら市内の各地域に増設してほしい。		
70		必要とされる金銭や通帳の管理について、基礎的な知識を家族等に講習してほしい。		
71		精神障害者保健福祉手帳の3級の人の医療費を無料にしてほしい。		
72	バリアフリー化・交通	公民館や集会所のバリアフリーが進んでおらず、障害のある人の利用が難しいため、公共施設全般や道路を含め、バリアフリーを進めてほしい。	実施計画は、障害福祉サービスの提供体制について策定しているため、公共施設や交通等のバリアフリー対応についての記載はありませんが、基本計画において記載しております。いただいたご意見を参考に、公共施設や公共交通の利用に際して障害のある人が安心して利用できるよう、関係部局と連携しながらバリアフリー化を推進し、環境整備に努めたいと考えております。	
73		地域におけるバリアフリーは、当事者の意見を聞いて取り組んでほしい。		
74		障害者手帳の所持者は、バス料金は常時半額となるが、鉄道料金の割引は付き添いの有無や移動距離などの条件付きなので、鉄道料金も常時半額となれば良い。		
75		持病で車の運転ができず、外出時の移動手段が徒歩と公共交通機関のみのため、バスを運行してほしい。		
76		御蔵山・榎島・笠取などの地域ではバスの便が不便であることから、問題解決のためにオンデマンド交通の導入を積極的に検討すべき。		

**「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」(初案)
に関するパブリックコメントにおける意見及び宇治市の考え方について**

No.	分野	ご意見の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
77	計画全体	現在も障害福祉の計画はあるものの、障害のある人の生活が良くなっている実感がないが、計画には当事者の想いや願いは反映されているのか。	令和4年12月から障害のある人や家族を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて計画初案を作成しています。	
78		障害福祉全般において、施策やサービス提供体制の充実のためには、関係機関等との連携だけでなく、障害のある人や家族等から直接ニーズや情報を収集し、取り入れていく必要がある。	障害福祉施策の立案や実施にあたっては、障害のある人やその家族の団体からいただいた様々なご意見を参考にしており、今後も丁寧なニーズ把握に努めます。	
79		障害福祉サービス等の利用ニーズが増加する中、計画の8項目の基本方針のもと、親亡き後も障害のある人が住み慣れた地域で生活できるための支援体制の整備を進めてほしい。	障害のある人の高齢化や重度化が進む中で、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、相談支援体制の充実や地域生活支援拠点の機能強化などを通じ、関係機関との連携による総合的・計画的な支援に努めます。	
80		医療・福祉・家庭が密に連携して障害のある人の生活を支援する制度を作ってほしい。		
81		障害のある人が文化芸術・スポーツ・レクリエーションによる自己実現を図るには、日常の安全や帰属意識が満たされていることが必要なので、その基礎となる支援も重視してほしい。		
82		本計画は障害のある人のための計画なので、ルビ付きの簡易版、QRコードを活用した音声データ版・解説版など、障害のある人も内容に触れ、理解できるユニバーサルデザインな計画にしていきたい。	計画の公表にあたっては、いただいたご意見を参考に、より多くの人に関覧・理解いただけるような様々な媒体や手法での公表に努めます。	

第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載ページ	パプコメ該当番号																		
1	<p>(4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、大幅な増加傾向が続いており、平成30年度と令和4年度の比較では471人（34.6%）増加しています。 障害等級としては、1級（重度）の所持者数は横ばいである一方で2級・3級の所持者の増加幅が大きいことから、所持者数の増加理由としては、<u>新たに障害を抱えることとなった人が増加したことに加え、手帳制度の認知と受容が進み、交付申請をしやすくなっていることも一因であると考えられます。</u></p>	<p>(4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、大幅な増加傾向が続いており、平成30年度と令和4年度の比較では471人（34.6%）増加しています。 障害等級としては、1級（重度）の所持者数は横ばいである一方で2級・3級の所持者の増加幅が大きいことから、所持者数の増加理由としては、<u>精神疾患のある人が増加したことに加え、手帳制度の認知と受容が進み、交付申請をしやすくなっていることも一因であると考えられます。</u></p>	6	—																		
2	<p>③居住系サービスの利用状況 (略) ・ 共同生活援助は、事業所の新設が進む中で利用が増加しています。 ・ 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くられるなどにより利用終了が進む一方、新規入所者は<u>少ないことから、共同生活援助や重度訪問介護の利用を通じ、施設入所によらず地域で生活できる基盤づくりが進んできていると考えられます。</u> ・ 自立生活援助は、利用が少ない状況が続いています。</p>	<p>③居住系サービスの利用状況 (略) ・ 共同生活援助は、事業所の新設が進む中で利用が増加しています。 ・ 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くられるなどにより利用終了が進む一方、新規入所者は<u>減少傾向にあります。</u> ・ 自立生活援助は、利用が少ない状況が続いています。</p>	11	—																		
3	<p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (略) ○ 地域生活への移行に関する目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設入所から地域生活に移行する人数</td> <td>8人 (約6%)</td> <td>基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値</td> </tr> <tr> <td>②施設入所者の減少人数</td> <td>6人 (約5%)</td> <td>基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	人数	備考	①施設入所から地域生活に移行する人数	8人 (約6%)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値	②施設入所者の減少人数	6人 (約5%)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値	<p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (略) ○ 地域生活への移行に関する目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設入所から地域生活に移行する人数</td> <td>8人 (6%以上)</td> <td>基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値</td> </tr> <tr> <td>②施設入所者の減少人数</td> <td>7人 (5%以上)</td> <td>基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	人数	備考	①施設入所から地域生活に移行する人数	8人 (6%以上)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値	②施設入所者の減少人数	7人 (5%以上)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値	20	—
項目	人数	備考																				
①施設入所から地域生活に移行する人数	8人 (約6%)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値																				
②施設入所者の減少人数	6人 (約5%)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値																				
項目	人数	備考																				
①施設入所から地域生活に移行する人数	8人 (6%以上)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値																				
②施設入所者の減少人数	7人 (5%以上)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値																				

第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）の修正箇所

	修正前（初案）	修正後（最終案）	掲載ページ	パプコメ該当番号
4	<p>（3）精神障害にも対応した<u>包括的な支援体制の整備</u> 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和8年度末までに精神障害にも対応した<u>包括的な支援体制を整備</u>するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。</p>	<p>（3）精神障害にも対応した<u>地域包括ケアシステムの構築</u> 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和8年度末までに精神障害にも対応した<u>地域包括ケアシステムを構築</u>するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。</p>	23	No.40
5	<p>（4）地域生活支援の充実 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、各拠点との協働により運用状況の検証及び検討を行い、令和8年度末までに効果的な支援体制の構築を目指します。 また、強度行動障害のある人について、現状や支援ニーズの<u>把握による支援体制の確保</u>に努めます。</p>	<p>（4）地域生活支援の充実 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、各拠点との協働により運用状況の検証及び検討を行い、令和8年度末までに効果的な支援体制の構築を目指します。 また、強度行動障害のある人について、現状や支援ニーズを把握するとともに、<u>京都府の事業を活用しながら支援体制の確保</u>に努めます。</p>	23	—
6	<p>（3）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について （略）</p>	<p>（3）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 （略）</p>	24	—
7	<p>（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置について （略）</p>	<p>（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置 （略）</p>	25	—

第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）の修正箇所

		修正前（初案）				修正後（最終案）					掲載 ページ	パプコメ 該当番号
8	(3) 居住系サービスの見込量 (1か月当たりの見込量)					(3) 居住系サービスの見込量 (1か月当たりの見込量)					28	—
	区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)		
	共同生活援助	人	237	262	289	共同生活援助	人	237	262	289		
	施設入所支援	人	123	121	<u>120</u>	施設入所支援	人	123	121	<u>119</u>		
	自立生活援助	人	1	1	1	自立生活援助	人	1	1	1		
<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助は、事業所の新設とともに利用の増加が続きます。 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより徐々に減少していきます。 <u>自立生活援助の利用は限定的となります。</u> 					<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助は、事業所の新設とともに利用の増加が続きます。 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより徐々に減少していきます。 							

**第 7 期宇治市障害福祉計画
第 3 期宇治市障害児福祉計画
(最終案)**

宇 治 市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付けと期間	2
第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況	4
1 宇治市の人口及び障害者手帳の所持者数の推移	4
2 障害福祉サービス等の利用状況	8
第3章 計画の基本方針	16
第4章 障害福祉サービス等の整備目標	19
1 第7期宇治市障害福祉計画の整備目標	20
2 第3期宇治市障害児福祉計画の整備目標	24
第5章 障害福祉サービス等の利用見込量	26
1 第7期宇治市障害福祉計画のサービス見込量	26
2 第3期宇治市障害児福祉計画のサービス見込量	30
第6章 目標実現のための方策	31

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度においては、平成30年4月（一部は公布の日）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されて以降、従来の「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定し、障害児・者のサービス提供体制をより計画的に確保することとされました。

こうした国の法令・制度のもと、宇治市では令和3年度からの3か年度を計画期間とする「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの整備に取り組んできました。

計画期間における障害福祉サービス等の提供に関しては、一部で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、全体としては概ね順調に進捗してきました。ただし、施設入所者の地域生活への移行に関しては、なおも課題がある状況となっています。

そのため、令和6年度以降に向けては、障害福祉を取り巻く情勢や地域のニーズ等を的確に捉えたうえで、今日的な課題に即した計画を定め、障害福祉の一層の推進に取り組むことが求められています。

そのような中、国から示された基本指針及び令和4年12月に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、障害者・障害児それぞれに対して、多岐にわたる障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期宇治市障害福祉計画」（以下、「障害福祉計画」といいます。）及び「第3期宇治市障害児福祉計画」（以下、「障害児福祉計画」といいます。）を一体的に策定します。

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け（法定根拠）

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられる法定計画であり、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられる法定計画です。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が作成した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「基本指針」といいます。）に規定されています。

「基本指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

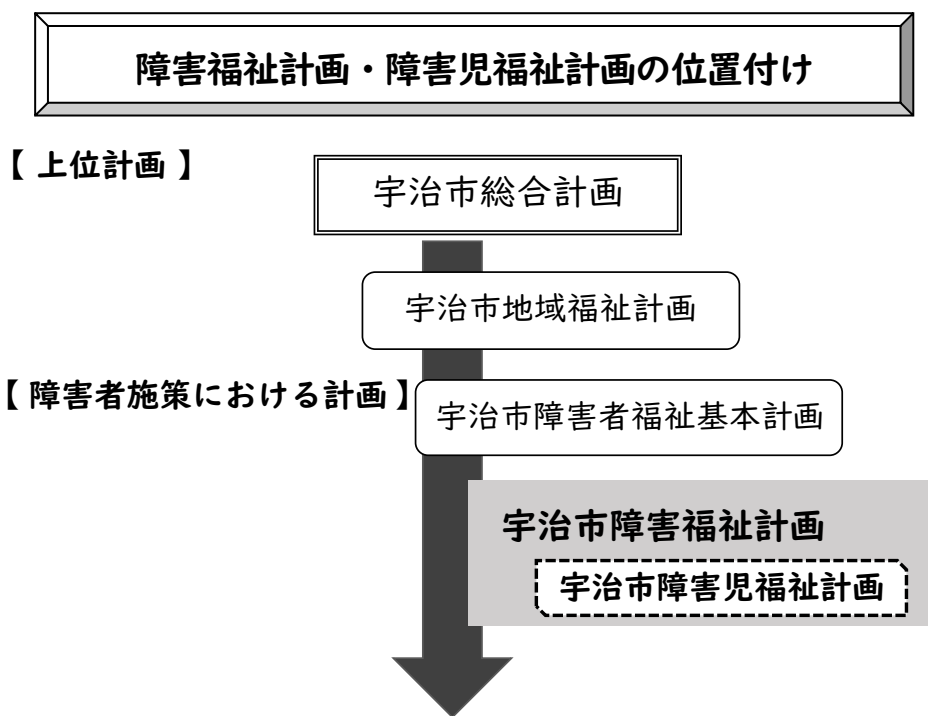
（抜粋～市町村障害福祉計画の作成に関する事項～）

1. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
3. 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
4. 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「宇治市障害者福祉基本計画」に掲げられた施策全般のうち、特に生活支援に係る施策を推進するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における“3か年の実施計画”に位置付けられ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。



【計画の期間】

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
障害者福祉基本計画	第2期障害者福祉基本計画 (2012～2023年度:12年間)			第3期障害者福祉基本計画 (2024～2029年度:6年間)					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況

I 宇治市の人口及び障害者手帳の所持者数の推移

(1) 宇治市の総人口及び年齢層別人口

宇治市は、昭和26年に2町3村の合併により人口3万8千人で発足しました。

昭和30年代後半の高度経済成長期以降、急激に人口が増加し、昭和45年には10万人、昭和54年には15万人を突破しました。

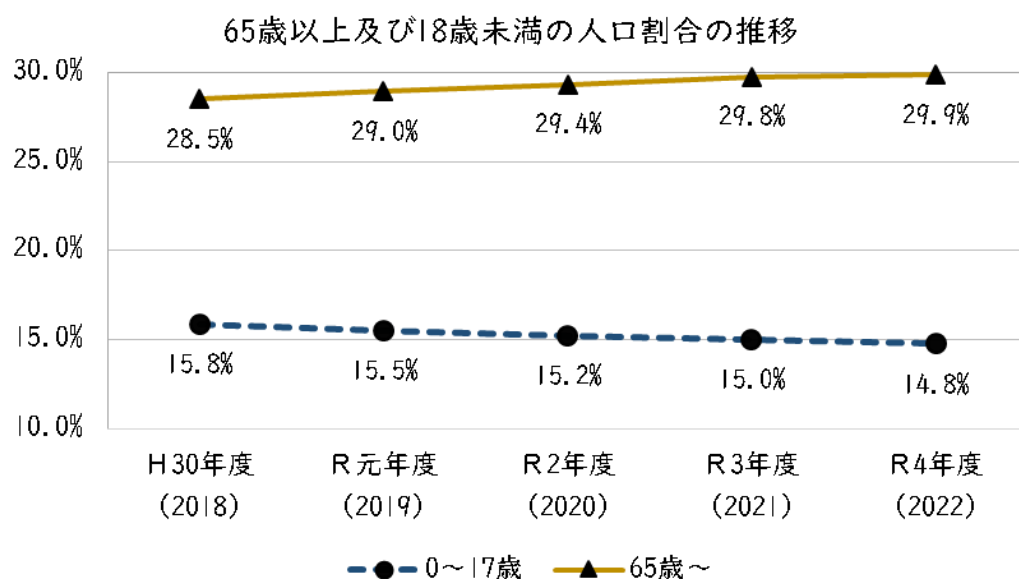
その後、人口の伸びは鈍化し、平成19年度の19万人をピークに減少に転じ、現在も減少傾向が続いています。

年齢層別では、若い年齢層ほど減少割合が大きく、高齢化が一層進展しています。

なお、微増が続いていた65歳以上の人口も、令和4年度には減少に転じています。

(各年度10月1日現在 単位：人)

年齢区分		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
0～17歳	年齢層人口	29,663	28,899	28,209	27,608	26,923
	人口割合	15.8%	15.5%	15.2%	15.0%	14.8%
18～39歳	年齢層人口	41,372	40,441	39,820	38,906	38,469
	人口割合	22.1%	21.7%	21.5%	21.2%	21.1%
40～64歳	年齢層人口	62,856	62,843	62,791	62,600	62,540
	人口割合	33.6%	33.8%	33.9%	34.0%	34.3%
65歳～	年齢層人口	53,399	53,912	54,383	54,751	54,556
	人口割合	28.5%	29.0%	29.4%	29.8%	29.9%
全体	総人口	187,290	186,095	185,203	183,865	182,488



(2) 身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、全体としては緩やかな増加傾向が続いています。

年齢層別では、64歳以下では微減しているものの、65歳以上では増加傾向が継続しており、宇治市全体の傾向と同じく、障害のある人についても高齢化が進んでいると考えられます。

(各年度3月末現在 単位：人)

等級	年齢	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
1	18歳未満	53	61	53	55	57
	18歳～64歳	611	594	601	582	586
	65歳以上	2,056	2,063	2,104	2,090	2,090
2	18歳未満	26	29	27	26	25
	18歳～64歳	361	359	359	351	352
	65歳以上	1,016	1,021	1,001	971	979
3	18歳未満	18	18	16	13	14
	18歳～64歳	287	270	264	257	250
	65歳以上	1,202	1,193	1,168	1,191	1,188
4	18歳未満	14	14	16	15	16
	18歳～64歳	599	597	588	588	584
	65歳以上	2,583	2,596	2,646	2,666	2,692
5	18歳未満	1	2	2	2	1
	18歳～64歳	199	203	205	201	207
	65歳以上	666	682	698	725	709
6	18歳未満	4	4	5	5	4
	18歳～64歳	179	181	180	178	178
	65歳以上	679	705	758	785	805
合計	18歳未満	116	128	119	116	117
	18歳～64歳	2,236	2,204	2,197	2,157	2,157
	65歳以上	8,202	8,260	8,375	8,428	8,463
		10,554	10,592	10,691	10,701	10,737

(3) 療育手帳の所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、18歳未満、18歳以上ともに逡増傾向が続いています。

全体としては、平成30年度と令和4年度の比較で230人(12.5%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位：人)

等級	年齢	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
A	18歳未満	133	141	133	139	149
	18歳以上	570	583	592	606	623
B	18歳未満	340	344	348	364	375
	18歳以上	793	811	839	886	919
合計		1,836	1,879	1,912	1,995	2,066

(4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、大幅な増加傾向が続いており、平成30年度と令和4年度の比較では471人(34.6%)増加しています。

障害等級としては、1級(重度)の所持者数は横ばいである一方で2級・3級の所持者の増加幅が大きいことから、所持者数の増加理由としては、精神疾患のある人が増加したことに加え、手帳制度の認知と受容が進み、交付申請をしやすくなっていることも一因であると考えられます。

(各年度3月末現在 単位：人)

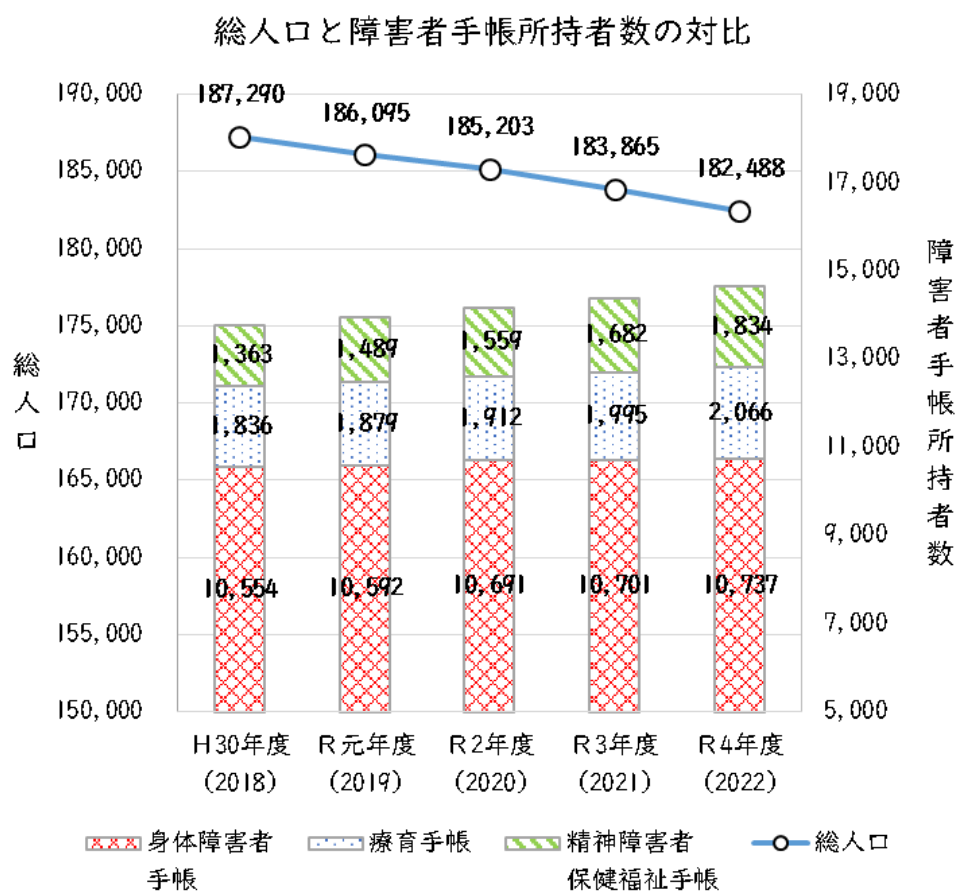
等級	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
1級	97	97	99	87	97
2級	655	715	758	813	876
3級	611	677	702	782	861
合計	1,363	1,489	1,559	1,682	1,834

(5) 宇治市の総人口と障害者手帳所持者数の対比

宇治市の総人口と各種障害者手帳の所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっています。人口が減少傾向にある一方で、各種障害者手帳の所持者数は逡増しており、全人口に占める障害のある人の割合が増加しています。

(単位：人)

	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
総人口	187,290	186,095	185,203	183,865	182,488
身体障害者 手帳	10,554	10,592	10,691	10,701	10,737
療育手帳	1,836	1,879	1,912	1,995	2,066
精神障害者 保健福祉手帳	1,363	1,489	1,559	1,682	1,834



2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 年齢層ごとの障害支援区分の判定状況

「障害支援区分」とは、障害者（18歳以上）が障害福祉サービスの受給前に判定を受け、障害の度合いと受けられるサービスについての基準となる6段階の区分です。

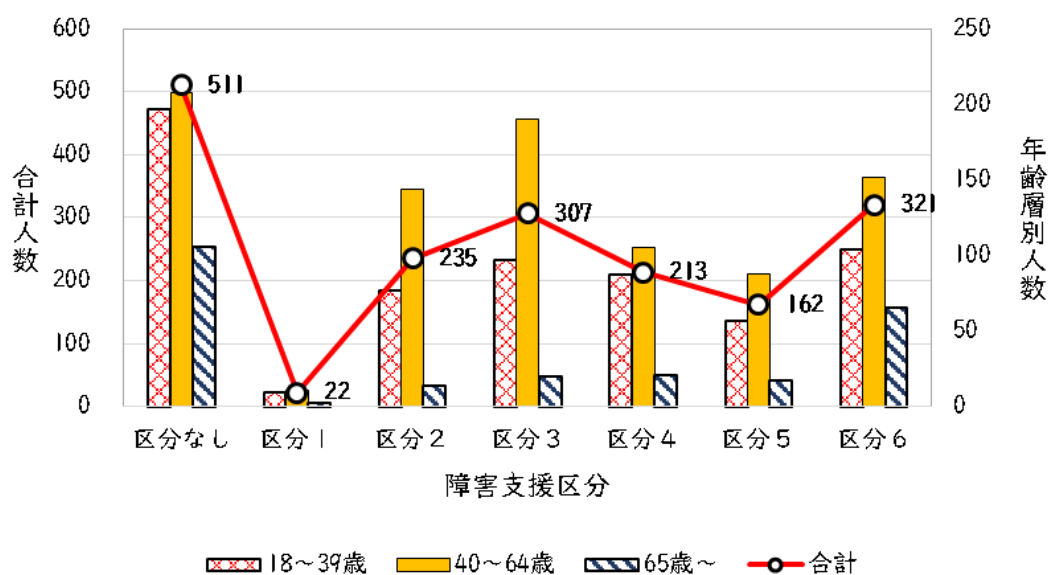
区分の数字が大きいほど障害が重く、受けられるサービスの種類も増えますが、訓練等のサービスは、区分判定がない人も受けることができます。

障害支援区分別・年齢層別の人数は以下のとおりとなっています。

(令和5年3月時点の人数)

年齢層／ 障害支援区分		年齢層			合計
		18～39歳	40～64歳	65歳～	
障害支援区分	区分なし	197	208	106	511
	区分1	9	11	2	22
	区分2	77	144	14	235
	区分3	97	190	20	307
	区分4	87	105	21	213
	区分5	57	88	17	162
	区分6	104	152	65	321
	合計	628	898	245	1,771

障害支援区分別・年齢層別の人数



(2) サービス種別ごとの障害福祉サービス等の利用状況

「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」の計画期間の各年度における、サービス種別ごとの障害福祉サービス等の利用状況は次のとおりです。

なお、各年度の数値は、令和3・4年度は実績値、令和5年度は見込値となります。

【新型コロナウイルス感染症（コロナ期）の影響について】

各サービスの利用状況について、一部サービスでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和3・4年度分の利用が減少していると考えられます。

① 訪問系サービスの利用状況

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
居宅介護	人	392	425	463
	時間	8,425	8,811	9,801
重度訪問介護	人	30	36	50
	時間	9,686	12,575	18,380
同行援護	人	42	46	45
	時間	1,004	1,267	1,220
行動援護	人	60	68	72
	時間	2,672	2,345	2,401
合計	人	524	575	630
	時間	21,787	24,998	31,802

- ・ 居宅介護は、利用の増加傾向が続いています。重度訪問介護は、障害者の高齢化・重度化等の影響から、利用の著しい増加が継続しています。
- ・ 同行援護・行動援護については、令和3年度はコロナ期のため利用減が見られましたが、令和4年度以降は回復基調にあります。

② 日中活動系サービスの利用状況

(1か月あたりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
生活介護	人	442	449	461
	人日	9,074	9,032	9,042
自立訓練(機能訓練)	人	1	0	1
	人日	8	0	22
自立訓練(生活訓練)	人	51	64	73
	人日	576	629	655
就労移行支援	人	57	53	54
	人日	922	839	889
就労継続支援(A型)	人	132	166	199
	人日	2,657	3,260	3,773
就労継続支援(B型)	人	342	399	440
	人日	5,696	6,551	7,022
就労定着支援	人	24	28	29
療養介護	人	27	27	27
短期入所	人	128	170	191
	人日	709	885	915
合計	人	1,204	1,356	1,475
	人日	19,642	21,196	22,318

※ 人日 … 人数×1人当たりの平均利用日数

- ・ 就労継続支援(A型・B型)は着実に増加している一方で、就労移行支援は大きな伸びは見られません。
- ・ 自立訓練については、生活訓練は増加傾向であるのに対し、機能訓練の利用は限定的となっています。
- ・ 短期入所・就労定着支援は、令和4年度以降はコロナ期から回復基調にあります。
- ・ 生活介護・療養介護の利用状況は横ばいとなっています。

③ 居住系サービスの利用状況

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
共同生活援助	人	168	186	210
施設入所支援	人	130	126	124
自立生活援助	人	0	0	1

- ・ 共同生活援助は、事業所の新設が進む中で利用が増加しています。
- ・ 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなられるなどにより利用終了が進む一方、新規入所者は減少傾向にあります。
- ・ 自立生活援助は、利用が少ない状況が続いています。

④ 計画相談支援等

(利用決定者数)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
計画相談支援	人	1,116	1,118	1,256
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	89	109	110

- ・ 計画相談支援・地域定着支援は、増加傾向にあります。
- ・ 地域移行支援の利用は横ばいとなっています。

⑤ 地域生活支援事業の利用状況

(1年間の利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	件	6,569	7,209	7,916
成年後見制度利用支援事業 (※)	件	23	34	47
意思疎通支援事業	件	540	665	699
日常生活用具給付等事業	件	5,365	5,091	5,198
移動支援事業	時間	23,817	24,659	25,547
日中一時支援事業	時間	86,098	88,450	90,927
地域活動支援センター事業	人日	2,610	2,404	2,360

※ 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立と費用助成を合わせた件数

- ・ 相談支援事業は着実に増加しており、意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業についても、コロナ期から利用が回復しています。
- ・ 成年後見制度利用支援事業は、障害者及び家族等の高齢化の影響もあり、大きく増加しています。
- ・ 一方、日常生活用具給付等事業は横ばいであり、地域活動支援センター事業は新規利用者が少なく、利用が減少傾向にあります。

⑥ 障害児通所支援及び障害児相談支援の実績

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
児童発達支援	人	249	275	284
	人日	1,198	1,671	1,694
医療型児童発達支援	人	3	1	1
	人日	21	10	10
放課後等デイサービス	人	433	498	514
	人日	4,364	5,757	6,045
保育所等訪問支援	人	9	24	42
	人日	9	24	53
居宅訪問型児童発達支援	人	3	5	5
	人日	16	8	18
障害児相談支援	人	678	725	768
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	8	10	11

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスは、ともに増加傾向が続き、特に放課後等デイサービスは事業所が相次いで新規開設されるなど、大幅な増加が続いています。
- ・ 保育所等訪問支援及び障害児相談支援についても着実に利用が増加しており、早期療育等に関する理解が浸透してきているものと考えられます。
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、コロナ期は中止となっていた養成講座の再開を受け、修了者の市内事業所への配置が進む見込みです。

《障害福祉サービスの概要》

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著しく困難な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
自立生活援助	地域での一人暮らしを志望する障害者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的に巡回訪問等を行い、適宜支援を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。

《地域生活支援事業の概要》

相談支援事業 (障害者生活支援センター)	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
意思疎通支援事業等	聴覚障害及び視覚障害のある人を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本等により、意思疎通・情報取得の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
日中一時支援事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

《児童福祉法によるサービスの概要》

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害がある児童であって、外出するのが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

第3章 計画の基本方針

「第7期宇治市障害福祉計画」・「第3期宇治市障害児福祉計画」

1 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院から地域生活に移行して安心して暮らすことができるよう、サービス提供体制の整備を計画的に推進します。

また、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を支援する体制が将来にわたって安定的に確保されるよう、障害福祉人材の確保・育成の支援に努めます。

2 働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援の充実

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加・社会貢献などの自己実現を図ったりするための場であり、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

学校卒業後などに、能力と意欲に応じた進路選択ができるとともに、継続して就労ができるよう、福祉、教育、生活困窮対策・ひきこもり支援に関する各部局等の連携による体系的な支援の一層の強化を図ります。

宇治市においても、令和2年4月に策定した「宇治市障害者活躍推進計画」に基づき、雇用を通じた障害のある人の社会的自立を推進するため、引き続き障害者雇用に取り組んでいきます。

3 相談支援体制の充実

障害のある人を取り巻く情勢が複雑化する中で、障害のある人が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談ができ、一人一人の課題にきめ細かい支援や情報提供を受けることのできる窓口が不可欠です。

日頃から緊急時まで速やかに相談ができ、必要な機関に繋ぐ総合的な相談支援体制の確保をするため、障害者生活支援センター、地域生活支援拠点、特定相談支援事業所、地域自立支援協議会等の関係機関の連携のもと、地域の課題に対して検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図ります。

4 障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備

身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害、発達障害、医療的ケアが必要な人など、障害のあるすべての人が適切な支援を受けられるよう、障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備に努めます。

また、障害者手帳を取得していない人についても、十分な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の必要な支援につながるができるよう努めます。

あわせて、居住支援をはじめ、障害のある人に総合的な支援を提供する「地域生活支援拠点等(※)」の機能の更なる充実などにより、障害のある人の生活を地域で支える体制の整備を図ります。

(※)地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

5 障害のある児童の支援の提供体制の整備

障害のある児童への支援においては、障害を早期に発見・対応するとともに、乳幼児期からの各ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。

そのため、障害のある児童に関わる福祉・教育・医療等の様々な機関が情報を共有し、本人及び保護者等に包括的な支援を提供できる体制の構築を図ります。

また、障害児通所支援及び障害児相談支援のニーズが高まり、サービス事業所が年々増加していることを踏まえ、障害福祉サービスの質の確保に努めます。

6 地域共生社会の実現、社会参加を支える取組

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、一人一人の市民が障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人が積極的に社会参加し、障害のある人とない人が日常的に交流する機会を確保する必要があります。

そのため、障害のある人も共に生きる地域の一員として地域づくりの主体となれるよう、障害への正しい知識を啓発し、相互理解を深める取組を推進します。

また、障害のある人が文化・芸術・スポーツ等を通じて積極的に社会参加し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、多様な活動の機会の充実を図ります。

7 差別解消と権利擁護の推進

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、障害を理由とした不当な差別の解消、虐待の防止をはじめ、障害のある人の人権擁護に向けた取組を地域全体で共有する必要があります。

本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」に基づき、今後もすべての障害のある人が障害のない人と同様に尊重され、合理的配慮がなされるよう、職員研修も含め啓発の徹底に努めます。

また、障害等により判断能力が十分でない人が、権利擁護のための支援を円滑に受けることができるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

8 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮したサービスの提供等により情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、行政情報等について、わかりやすい方法・内容による情報提供に努めます。

あわせて、「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、障害のある人が手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段により円滑に意思疎通を行うことができる環境を整備するため、意思疎通支援の充実を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の整備目標

国の「基本指針」で掲げられた次の7項目の成果目標について、そのうち「福祉施設の入所者の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行等」の項目を2つの主要な整備目標に据えながら、各項目について「障害福祉計画」または「障害児福祉計画」における整備目標を設定し、障害福祉サービス等の供給体制の整備を進めていきます。

【 基本指針における7項目の成果目標 】

～「第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」より～

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (★)
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (◇)
3. 地域生活支援の充実 (◇)
4. 福祉施設から一般就労への移行等 (★)
5. 障害児支援の提供体制の整備等 (◎)
6. 相談支援体制の充実・強化等 (◇)
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (◇)



★ … 「第7期宇治市障害福祉計画」に係る2つの主要な整備目標に位置付け

◇ … 「第7期宇治市障害福祉計画」に係る整備目標に位置付け

◎ … 「第3期宇治市障害児福祉計画」に係る整備目標に位置付け

I 第7期宇治市障害福祉計画の整備目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- 令和8年度末において、施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

【宇治市の方針】

国の基本方針を踏まえつつ、地域移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ、課題等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、障害のある人の自立支援を支えるために、さらなる相談支援の充実や地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図ります。

○ 地域生活への移行に関する目標値

項目	人数	備考
①施設入所から地域生活に移行する人数	<u>8人</u> (6%以上)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値
②施設入所者の減少人数	<u>7人</u> (5%以上)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※()内は目標人数を全入所者数で除した値



〈 基準時（令和4年度末時点）における基準値・参考値 〉

基準	令和4年度末時点の施設入所者数	<u>126人</u>	令和4年度末時点の施設入所者数
（参考）	令和4年度中に地域生活に移行した人数	0人	令和4年度の1年間に施設入所から地域生活に移行した人数
	令和4年度中の施設入所者の減少人数	4人	令和4年度の1年間に減少した施設入所者の人数

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本方針】

- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援等)を通じた一般就労への移行者数について、令和8年度中に令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。
- 就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【宇治市の方針】

国の基本方針を踏まえつつ、福祉施設利用者の一般就労への移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、関係機関との連携によるさらなる相談体制の充実や市民及び企業への情報提供の充実、地域の社会資源の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

また、一般就労への移行後の定着も重要であることから、就労定着支援等の障害福祉サービスの利用促進や連携強化による支援の充実を図ります。

① 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目		人数	備考
全体	㊦福祉施設から一般就労に移行する人数	40人 (約1.28倍)	令和8年度の1年間に一般就労に移行する人数 ※ () 内は基準時の実績からの増加倍率
(内訳)	㊦就労移行支援からの一般就労移行者数	30人 (約1.31倍)	令和8年度の1年間に、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の各サービスの利用終了後に一般就労に移行する人数
	㊧就労継続支援A型からの一般就労移行者	5人 (約1.29倍)	
	㊨就労継続支援B型からの一般就労移行者数	5人 (約1.28倍)	※ () 内は基準時(令和3年度)の実績からの増加倍率



〈 基準時(令和3年度)の実績値 〉

全体	福祉施設から一般就労に移行した人数	31人	令和3年度の1年間に一般就労に移行した人数
(内訳)	就労移行支援からの一般就労移行者数	23人	令和3年度の1年間に、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の各サービスの利用終了後に一般就労に移行した人数
	就労継続支援A型からの一般就労移行者数	4人	
	就労継続支援B型からの一般就労移行者数	4人	

② 就労移行支援事業所からの一般就労移行率に関する目標

令和8年度までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

③ 障害者の一般就労への定着に関する目標値

項目	人数	備考
就労定着支援の利用者数	34人 (約1.41倍)	令和8年度の1年間の就労定着支援の利用者数 ※ () 内は基準時の実績からの増加倍率



〈 基準時(令和3年度)の実績値 〉

就労定着支援の利用者数	24人	令和3年度の1年間の就労定着支援の利用者数
-------------	------------	-----------------------

④ 就労定着率に関する目標

障害福祉サービス事業所等との連携により、一般就労移行後の就労定着の状況把握に努めるとともに、国の指針に準じて、就労定着支援事業の利用終了者の就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所が、全体の2割5分以上となるよう努めます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和8年度末までに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。

(4) 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、各拠点との協働により運用状況の検証及び検討を行い、令和8年度末までに効果的な支援体制の構築を目指します。

また、強度行動障害のある人について、現状や支援ニーズを把握するとともに、京都府の事業を活用しながら支援体制の確保に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談内容の複雑多様化や相談件数の増加に対応し、必要とする人に総合的・専門的な相談支援を提供できるよう、障害者生活支援センター・特定相談支援事業所等と連携し、相談支援体制の充実と強化に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県等が実施する研修の積極的な参加や関係市町村との情報共有を行い、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

2 第3期宇治市障害児福祉計画の整備目標

【 障害児支援の提供体制の整備等 】

【国の基本方針】

- ①令和8年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各市町村において、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターは既に開設されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等との連携により、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に努めます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は既に開設されており、今後も重度心身障害児への支援の充実に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置

医療的ケア児の支援の在り方を協議する場は既に設置されており、医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置されているため、今後も引き続き圏域単位の関係機関等を含めた協議の場の充実に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の利用見込量

障害福祉施策やサービス提供体制の整備の方向性を見通すため、この間の障害福祉サービス等の利用状況、第4章における障害福祉サービス等の整備目標、アンケート調査の結果における障害当事者のニーズ等を踏まえながら、計画期間中の各年度におけるサービスごとの利用見込量を推計しています。

I 第7期宇治市障害福祉計画のサービス見込量

障害のある人の高齢化・重度化や、本人を支援する家族等の高齢化などにより、障害のある人の日常生活・療養生活を支えるための介護給付や、適切なサービス利用及び生活上の意思決定を支えるための相談支援に関する各種サービスの利用増加が予想されます。

あわせて、社会全体としても障害への理解と受容が進み、障害のある人の社会参加や自己実現への意欲が高まっていることから、外出、意思疎通、日中の居場所確保に関する支援や、経済的自立に向けた就労支援についても、ニーズの増加が見込まれます。

(1) 訪問系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
居宅介護	人	515	574	639
	時間	11,069	12,501	14,118
重度訪問介護	人	64	78	92
	時間	23,526	28,673	33,819
同行援護	人	47	49	51
	時間	1,296	1,377	1,463
行動援護	人	76	80	84
	時間	2,485	2,572	2,663
合計	人	702	781	866
	時間	38,376	45,123	52,063

- ・ 居宅介護は一定水準の増加が続きます。
- ・ 重度訪問介護は、障害者の高齢化・重度化等の影響から著しい増加が続きます。
- ・ 同行援護・行動援護については、利用が緩やかに増加していきます。

(2) 日中活動系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
生活介護	人	475	490	505
	人日	9,053	9,065	9,079
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人	83	93	104
	人日	699	746	796
就労移行支援	人	56	58	61
	人日	926	963	1,000
就労継続支援（A型）	人	237	282	335
	人日	4,365	5,050	5,842
就労継続支援（B型）	人	493	553	620
	人日	7,669	8,375	9,146
就労定着支援	人	30	32	34
療養介護	人	27	27	27
短期入所	人	233	285	348
	人日	1,023	1,144	1,279

- ・ 就労継続支援（A型・B型）は着実に増加し、就労移行支援・就労定着支援も徐々に増加していきます。
- ・ 自立訓練については、生活訓練は増加が続きますが、機能訓練の利用は限定的となります。
- ・ 短期入所は一定水準の増加が続きます。
- ・ 生活介護・療養介護の利用は横ばいとなります。

(3) 居住系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
共同生活援助	人	237	262	289
施設入所支援	人	123	121	119
自立生活援助	人	1	1	1

- ・ 共同生活援助は、事業所の新設とともに利用の増加が続きます。
- ・ 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより徐々に減少していきます。

(4) 計画相談支援等の見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
計画相談支援	人	1,328	1,404	1,485
地域移行支援	人	3	4	5
地域定着支援	人	112	114	116

- ・ 計画相談支援利用は、相談支援のニーズの定着により増加傾向が続きます。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は緩やかに増加していきます。

(5) 地域生活支援事業の見込量

(1年間の見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	件	8,692	9,544	10,480
成年後見制度利用支援事業 (※)	件	55	63	70
意思疎通支援事業	件	732	766	799
日常生活用具給付等事業	件	5,218	5,218	5,218
移動支援事業	時間	26,467	27,420	28,408
日中一時支援事業	時間	93,473	96,091	98,782
地域活動支援センター事業	人日	2,360	2,360	2,360

※ 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成を合わせた件数

- ・ 相談支援事業は、障害者の悩み等の多様化により今後も着実に増加していきます。
- ・ 成年後見制度利用支援事業は、障害者及び家族等の高齢化や制度の浸透により、今後も大幅に増加していきます。
- ・ 意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業については、安定的なニーズにより緩やかに利用が増加します。
- ・ 日常生活用具給付等事業の利用は横ばいとなります。
- ・ 地域活動支援センター事業の利用は横ばいが見込まれますが、障害のある人の社会参加の場として事業を積極的に広報し、利用促進に努めます。

2 第3期宇治市障害児福祉計画のサービス見込量

発達障害をはじめとする児童の障害を、疑いのある段階から早期発見し、適切な発達支援につなげる必要性が広く浸透してきたことにより、障害児の通所支援や相談支援に関する各種サービスの利用は今後も増加が見込まれます。

(1か月あたりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
児童発達支援	人	312	343	377
	人日	1,839	1,997	2,167
医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	9	9	9
放課後等デイサービス	人	552	592	635
	人日	6,660	7,337	8,084
保育所等訪問支援	人	53	63	74
	人日	53	63	74
居宅訪問型児童発達支援	人	5	5	5
	人日	18	18	18
障害児相談支援	人	814	863	914
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスは、ともに増加傾向が続き、特に放課後等デイサービスは、事業所の新規開設と大幅な増加が続きます。
- ・ 保育所等訪問支援及び障害児相談支援についても、早期療育等に関する理解の浸透により今後も利用が増加していきます。
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、市内の事業所等での配置が定着する見通しです。

第6章 目標実現のための方策

障害福祉サービス等の整備目標（第4章）及び必要なサービスの見込量（第5章）に即して、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を送ることができるよう、包括的な視点から、次のとおり実現のための方策を設定します。

I 地域生活に必要なサービス提供体制の整備

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で将来にわたって安心・安全に暮らしていけるよう、次の方策により、安定的な障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

- (1) 障害福祉サービス事業所等の開設を目指す事業者等に対し、障害福祉に係る法令・制度や地域の現状等の情報を積極的に提供するなどにより、事業所の新規開設を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。
- (2) 障害のある人が必要な支援を受けるには、福祉サービスの質の向上が重要であることから、京都府と連携して事業所の状況把握や適正な事業運営の確保に努めるとともに、事業改善に資する好事例等の情報について、各事業所との共有を進めます。
- (3) 障害福祉サービス事業所等による福祉人材の確保を支援するため、福祉職場就職フェアの開催等の施策を実施するとともに、若年層が福祉職場の魅力や働きがいを理解し、将来的な福祉職場への就職につながるよう、職場体験学習等を通じた教育課程での啓発に努めます。
- (4) 居住支援などの総合的な支援機能を有する地域生活支援拠点について、市内の各拠点と協働で緊急時の受け入れなどの課題に係る検討・取り組みを行うことで機能強化を図り、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりを目指します。

2 相談支援体制の整備

障害のある人が、必要とするサービスを適切に利用するとともに、生活上の様々な課題に対応し、伴走することができるよう、次の方策により、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を図ります。

- (1) 障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、障害者生活支援センター・指定特定相談支援事業所・地域生活支援拠点等による総合的な相談支援体制の強化に向け、障害者生活支援センターの増設などの方策の検討・実施に努めます。
- (2) それぞれの人が必要なサービスを受けるためには、事前に「計画相談支援」により最適なサービス等利用支援計画が作成されることが重要であることから、相談支援員の確保や相談支援スキルの向上など、相談支援機能の充実を図ります。
- (3) 障害児相談支援は、児童の心身の状態や本人・家族の意向を踏まえた適切な支援を行ううえで、関係機関を繋ぐ中心となる重要な役割を担っています。障害の疑いのある段階から、本人や家族に継続的に相談支援を提供できる体制の整備に努めます。

3 就労支援の強化

障害のある人が多様なかたちでの就労により、経済的な基盤を確保し、地域で自立した生活を送ることができるよう、次の方策により就労支援の強化を図ります。

- (1) 一般就労移行を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、一般企業等のニーズや障害特性等に即した支援体制の充実に努めます。また、就労定着支援事業所等と連携し、一般就労移行後の継続的な支援体制の確保及び就労定着の状況把握に努めます。
- (2) 一般就労への移行が困難な福祉施設就労者の工賃の向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの優先調達の推進に加え、市の施設・イベント等における販売機会の提供等により、事業所の生産活動を支援します。また、事業所との協働により、更なる工賃向上の取り組みを検討・実施します。
- (3) 障害者雇用や障害者就労施設等の生産活動への理解や協力を求めるため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて市民及び市内企業に対して啓発を行うとともに、障害者雇用や施設等の生産活動を促進するため、農業・産業の分野と連携した取組について検討します。

4 発達障害のある児童等への支援

発達障害やその疑いのある児童が、障害または発達支援の必要性の早期発見により、個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けることができるよう、次の方策を実施します。

- (1) 発達障害やその疑いのある児童に対しては、疑いのある段階から発達支援を要する児童を早期発見し、早期支援を行うことが重要です。行政、こども発達支援センター、療育施設、医療機関等が連携し、乳幼児期から専門性の高い発達支援を受けられる体制の充実に努めます。
- (2) 発達障害やその疑いのある児童について、保護者等の家族が児童の特性を理解して適切に対応ができるよう、保護者同士が交流して悩み事や経験者の知識を共有できる場の確保など、家族支援の充実に努めます。
- (3) 育ちの場である保育・教育機関等による支援に加えて、発達相談員等が幼稚園や保育園等を巡回し、各園と連携して支援を行うことにより、より質の高い保育等の実施を目指すとともに、家族の不安の軽減に努めます。

5 関係機関等との連携及び情報提供の充実

様々な障害種別がある中で、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、一人一人に必要なサービスは福祉・保健・医療など多分野に及ぶことから、次の方策により、各分野の関係機関との連携及び障害のある人への情報提供の充実に図ります。

- (1) 障害者生活支援センター、地域自立支援協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害福祉サービス事業所等との連携により、福祉現場からの情報をもとに地域の課題やニーズを把握し、障害福祉施策やサービス提供体制の充実に図ります。
- (2) 医療的ケアが必要な人、難病、高次脳機能障害など、障害種別にかかわらず障害のあるすべての人が、広い選択肢の中から真に必要とするサービスを選び、利用できるよう、関係機関と連携し、障害に応じた多様な情報の入手と伝達に努めます。
- (3) 障害のある児童に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、支援体制の充実に図ります。

- (4) 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援の活用など、障害児通所支援事業所が保育・教育機関等と連携し、育ちの場での支援に協力できる体制の確保を図ります。
- (5) 自然災害や感染症等に対しては、平常時から事業所及び保健・医療・危機管理等の関係機関と、発生を見据えた対応方針や資材備蓄等の準備について情報共有するとともに、発生時には事業所及び関係機関と連携し、迅速で的確な対応に努めます。

6 市民の障害理解の促進及び障害のある人の社会参加等の支援

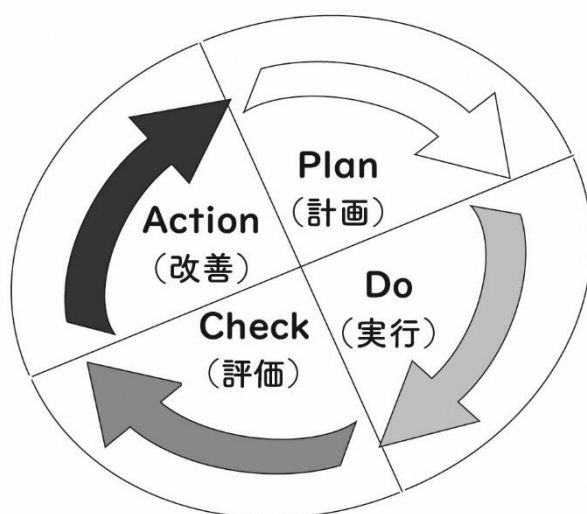
障害のある人が、安心して地域で生活するためには、地域で暮らす人々が障害に対する正しい認識を持ち、理解を深めることが重要であることから、次の方策により、市民への啓発を促進します。

- (1) 「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、手話はもとより、要約筆記・点訳・音訳・拡大写本・代筆・代読等の多様な意思疎通手段の普及や障害理解を促進するため、市民団体・企業・公共機関・学校等への出前講座等の啓発活動を実施するとともに、障害のある人が障害種別に応じた様々な媒体で読書に親しめる環境を整備します。
- (2) 小・中学校において、「宇治学」等の課程を通じた体系的な福祉学習を実施するとともに、障害のある児童とない児童が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を図るなど、共生社会の実現に向けて年少期からの障害理解や交流の促進に努めます。
- (3) 障害のある人が気軽に社会参加できるよう、文化芸術・スポーツ・レクリエーションに関するイベント等の開催や情報提供を積極的に行い、障害のある人の自己実現や生きがいづくりを支援します。
- (4) 障害のある人の市主催イベントへの参加や障害者週間記念事業での啓発等を通して、広く地域の人々と交流する機会を確保し、共生社会の理念の普及に努めます。
- (5) 市職員に対して啓発のための研修や情報提供を広く実施し、障害に対する正しい認識及び合理的配慮の徹底を図ります。

7 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市においても、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。



【PDCAサイクルとは】

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。